



2026 年度（令和 8 年度）

# 政策要望

AI 時代における「経済成長の実現」「経済安全保障の確保」  
「信頼できるデジタル社会の構築」を目指して

2026 年 4 月

一般社団法人 日本 IT 団体連盟

はじめに

生成 AI をはじめとする先端デジタル技術の急速な進展は、我が国の産業競争力と安全保障の在り方を大きく左右する局面に入っている。特に、政府が指定する戦略 17 分野における半導体、クラウド、AI、データ基盤、サイバーセキュリティ等の主要技術は、経済成長のみならず国家基盤そのものを支える不可欠な領域である。

一方で、我が国はデータ利活用や AI 実装、人材供給の面で国際的に後れを取っており、民間投資と制度整備の双方を大胆に加速させる必要がある。また、生成 AI の普及に伴い、データガバナンス、セキュリティ、プライバシーの確保を含めた「信頼できるデジタル社会」の構築が喫緊の課題となっている。加えて、こうした産業構造の転換に対応するためには、成長分野への円滑な人材移動を促進する労働市場の改革が不可欠である。

このため本要望では、デジタル産業基盤の強化を前提に、データ利活用の高度化、AI・クラウド・計算基盤等のインフラ整備、サイバーセキュリティおよび AI ガバナンスの強化を重点的に求める。あわせて、これらを支えるデジタル人材の育成・確保を国家戦略として推進するとともに、柔軟な労働市場の実現を通じて、地域・産業全体の競争力強化と持続的成長の実現を目指すものである。

## 目次

1	AI トランスフォーメーション	6
	■AI 活用に関する政策要望	6
1.1	生成 AI の利活用環境の整備	6
1.2	AI 利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し	7
1.3	地域における IT & DX & AI に関する実証実験の支援・拡充	7
1.4	地方活性化のための「中小企業 AI 適用コーディネート（仮称）」事業	8
1.5	国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化	9
1.6	AI 人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設	10
1.7	AI 等の成長分野スタートアップへの人材移動促進	11
1.8	AI その他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度	12
1.9	AI モデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）	13
1.10	「信頼できる AI」の明確化と政府調達等における採択促進	14
1.11	ガバメント AI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的な BPR 推進	14
2	デジタル基盤の強化	15
2.1	政府の制度改正全般における情報発出の早期化	15
2.2	電子申請のワンポータル化に向けた取組	16
2.3	法人デジタル ID・認証等の利用拡大及び利便性向上	17
2.4	各種届出書類における記載項目等の統一化	18
2.5	デジタルインボイスの普及促進	19
2.6	デジタルシームレス制度（優良な電子帳簿も含む）の普及促進	20
2.7	年末調整の見直し	20
2.8	民事司法手続の完全なデジタル化の推進	21
2.9	書面の電子化に関して残された課題の解決	22
2.10	自治体 DX 推進に向けた DX ツールなどの試行推進施策	23
2.11	民間ソリューションの活用の促進	24
2.12	汎用業務（バックヤード）における自治体 IT 運用モデルの確立	25
2.13	日本全国均衡ある通信網およびデータ分散の構築	26
2.14	中小自治体の「部署別 BPR 促進」支援事業	27
3	データ利活用	28
3.1	フィンテック推進のための API の環境整備	28
3.2	AI-READY な行政データ整備の促進	29

3.3	公的統計の調査票情報の活用促進 .....	30
3.4	PIO-NET 苦情相談情報の民間活用促進.....	31
3.5	非対面取引における本人確認の円滑化.....	32
3.6	PS マークに関する情報の一元化 .....	33
4	セキュリティ強化.....	33
	■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望 .....	33
4.1	ISMAP 管理策の運用の明確化 .....	34
4.2	ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用 .....	35
4.3	「ISMAP-READY 制度」の創設.....	35
4.4	「ISMAP FAST TRACK 制度」の創設.....	36
4.5	政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望 .....	37
4.6	中小企業共同製品セキュリティセンターの設立 .....	38
4.7	医療機関のサイバーセキュリティ対策を促進する専用助成制度や支援制度等の確立 .....	39
4.8	IT 製品認証制度「JC-STAR」の対象カテゴリ拡充と認証取得支援の強化.....	41
	■サイバーセキュリティ対策の強化に関する政策要望 .....	42
4.9	サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化 .....	42
4.10	サイバーセキュリティのインシデント報告義務化 .....	43
4.11	経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上 .....	44
4.12	政府機関セキュリティ情報共有及び公開 .....	44
4.13	サイバー防火管理者制度 .....	45
4.14	OT セキュリティの強化及び産業育成.....	45
4.15	OT セキュリティの知見活用による産業基盤の強靱化と官民連携の推進に関する提言 .....	46
4.16	業界団体を通じたサプライチェーンセキュリティ強化推進の提言 .....	48
4.17	インシデント発生時における直接の被害組織と、委託元・供給先等サプライチェーン構成企業との間で生じる賠償問題を予見可能かつ公平に解決するための仕組みの構築.....	49
4.18	国外(英・豪・米等)の動向を踏まえた、ランサムウェア身代金支払に関する国内法規制および指針整備の検討.....	50
4.19	IT 導入補助金「セキュリティ対策推進枠」の制度の見直し.....	51
4.20	政府調達ソフトウェアの第三者検証 .....	52
5	デジタル人材の教育・育成 .....	53
	■リテラシー向上に関する政策要望 .....	53
5.1	国民全体の IT リテラシーの向上.....	53
5.2	自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策 .....	54

5.3	DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得 .....	55
5.4	「情報教育振興法」の新設 .....	56
5.5	RUBY の教育現場での活用推進 .....	56
5.6	国産言語を活用したプログラミング人材の育成 .....	57
5.7	セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減 .....	58
5.8	小・中・高 セキュリティ教育の必須化 .....	58
5.9	中小 IT 企業へのインターンシップ受入支援の強化 .....	59
5.10	デジタル人材の地域還流と地方人材活用の加速 .....	60
6	地域・産業の DX 推進 .....	61
6.1	少額減価償却資産の取得価額の損金算入基準額の引き上げ .....	61
6.2	SAAS 開発費の会計上の取扱い見直しについて .....	62
6.3	所得税改正等に対する業務負担に配慮した柔軟な制度設計 .....	62
6.4	公共調達における更なる参入機会の充実とイノベーションの加速 .....	63
6.5	補助金制度における安全なソフトウェア製品利用への支援拡充 .....	64
6.6	政府・自治体調達における国産セキュリティ製品導入企業の加点評価 .....	64
6.7	ソフトウェア管理の強化および助成制度の創設 .....	65
6.8	日印租税条約第 12 条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃 .....	66
6.9	IT とプレインジャパニーズを活用した社会課題解決 .....	67
6.10	地域 DX 推進と地方 IT 中小企業活性化に向けた政策要望 .....	68
6.11	社会保険料算定の精緻化 .....	69
6.12	地域コミュニティの DX 推進 .....	70
7	インクルーシブなデジタル社会の実現 .....	70
7.1	デジタルが生み出す「職」で障がい者所得向上と社会参画 .....	70
7.2	違法有害情報に係る情報提供促進 .....	71
7.3	金融庁から金融機関に対するスマートフォン向け詐欺対策ソリューション提供義務化 .....	72
7.4	特殊詐欺防止対策のスマートフォン対応への転換と全国的支援強化 .....	73
7.5	詐欺対策を一元的に推進する中央組織の設置 .....	74
7.6	詐欺対策強化に係る産学官連携での研究開発 .....	75
7.7	詐欺関連情報の共有スキームの整備 .....	76

## 1 AI トランスフォーメーション

### ■ AI 活用に関する政策要望

- 生成AIの利活用環境の整備
- AI利活用に係る各種業法や土業などの規制についての見直し
- 地域におけるIT & DX & AIに関する実証実験の支援・拡充
- 地方活性化のための「中小企業AI適用コーディネート（仮称）」事業
- 国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化
- AI人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設
- AI等の成長分野スタートアップへの人材移動促進
- AIその他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度
- AIモデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）
- 「信頼できるAI」の明確化と政府調達等における採択促進
- ガバメントAI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的なBPR推進

#### 1.1 生成 AI の利活用環境の整備

##### 【要望の理由・背景】

「人工知能基本計画骨子」において、社会全体で世代を問わず「AI をまず使ってみる」ことを掲げられており、その方針に賛同するところである。そしてその実現には、大企業だけでなく、中小企業や中小の地方自治体における生成 AI の実装・定着が不可欠である。しかし、足元では中小企業や中小の地方自治体には生成 AI を業務改善や新規事業に活かすためのノウハウ・人材が不足している。さらには、「人工知能関連技術の研究開発及び活用の適正性確保に関する指針骨子」に記載のあるとおり、AI のセキュリティ上のリスクを低減させるよう、AI のセキュリティの確保も必須であるが、これについても中小企業や中小の地方自治体にはノウハウ・人材が不足している。中小企業・中小自治体が自組織にあてはまるようなユースケースの公開事例も少ない。

これらの背景を踏まえ、先進的な事例への取り組みもさることながら、国全体として生成 AI の利活用を底上げするためには、共通の学習基盤と知見共有の仕組みを構築することが不可欠である。

##### 【要望内容】

データ整備・利活用の推進を図ることを明確に担保し、行政と民間事業者・団体が課題設定、解決プロセス、プロンプト例などのユースケースや、課題・ニーズを共有する適切な仕組みの検討を優先順位を下げることなく実施していただきたい。たとえば、業種別または課題別といった区分による情報共有プラットフォームの構築なども一例である。

これらの取組により、AIの恩恵を大企業だけでなく全国の事業者・地域社会にまで広げること、日本全体の生産性向上とイノベーション創出につなげることが期待される。

根拠法令：人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律（AI推進法）  
規制監督省庁/関連省庁：内閣府、経済産業省、総務省、文部科学省

## 1.2 AI 利活用に係る各種業法や士業などの規制についての見直し

### 【要望の理由・背景】

- AI に回答をさせて使うことが特定の資格保有者に限って認められている業務の提供に該当するのかが課題となりつつある。（例 契約レビューに関する弁護士法との関係整理のための法務省ガイドラインなど）
- 今後、ますます AI 利用が広がり、同様の整理が個別に求められることはイノベーションの阻害に繋がること、特定領域に限らず提供されている AI（例えば、Chat GPT）で利用者が特定領域に限定して提供される AI と同様の使い方をする事は禁止できない（汎用 AI が専門領域を学習させていることも防ぐことはできない）ことに照らすと、この課題に本質的な対応をしておくことが求められていると言える。

### 【要望内容】

その観点から、AI テクノロジーはコンピュータによる統計的処理によって結果を出しているものであり、その結果を使うことは、書籍で記述されたアルゴリズムに沿って結論を出す行為と対比して考えればわかる通り人を代替するものではなく、専門家を代替するものではないという注記をすることを条件に、各種「士」業法で特定の資格者のみに認められている行為を行うものではないという整理を横断的に行うことを提言する。

根拠法令：弁護士法第72条、弁理士法75条、社会保険労務士法27条、税理士法52条等、法務省ガイドライン「AI等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第72条との関係について」

規制監督省庁/関連省庁：法務省、内閣府

## 1.3 地域における IT&DX&AI に関する実証実験の支援・拡充

### 【要望の理由・背景】

地域で IT・DX・AI を活用した実証実験を進める際、法令や規制との整合性確認に多くの時間と労力がかかる。そのため、地域の自治体や中小企業が実験に合意していても、最終

的には法令対応に強い都市部の大手企業が事業を受託する構造が生じている。特に申請段階での法令遵守の確認要件が厳しく、迅速な実証が制度的制約で停滞する例も多い。多くの場合「実証実験」や「DX」は、現行の法令適合性や現行の煩瑣な申請・登録制度などを逸脱して実施することで、可能性のある未来を「実証」することにある。また、本来、地域に根差したベンチャー企業やスタートアップ企業が、自治体や住民と連携しながら新たな社会的価値を創出することを目的とした実証実験であるべきところ、現行制度においては、法令適合性の審査が重視されることで、地域主導型のイノベーション創出が阻害される懸念がある。したがって、制度設計においては、実証実験の柔軟性とスピード感を確保しつつ、必要な法令対応を段階的かつ伴走型で支援する仕組みの導入が求められる。

#### 【要望内容】

実証実験の初期段階において、法令遵守に関する専門的知見を有する支援人材（行政職員・外部専門家等）による伴走型の助言・支援体制を整備することで、地域企業が安心して実証活動に着手できる環境を整えていただきたい。

加えて、地域の自治体・教育機関・企業が連携して実施する実証実験については、都市部の大手企業による受託に偏らないよう、地域主導型の取り組みに対して優先的な財政支援や評価加点措置を講じることが望まれる。

根拠法令/関連予算/関連税制：

内閣府：地方創生推進交付金

総務省：地域社会DX推進パッケージ事業

内閣官房：未来技術社会実装事業

規制監督省庁/関連省庁：内閣府、内閣官房、総務省

関連法令は様々

例 1) ドローン関連の実証実験であれば、航空法、電波法

例 2) 健康・医療関係関連の実証実験であれば、医師法等

### 1.4 地方活性化のための「中小企業 AI 適用コーディネート（仮称）」事業

#### 【要望の理由・背景】

- 中小企業においてもAI適用の成否は新たな経営課題となっている。ただ経済産業省から支援機関向けに発行されている「DX支援ガイド」が示すように、中小企業のデジタル経営へのシフトに向けては、支援機関による伴走支援アプローチが極めて重要であるが、一方で支援機関の人材やノウハウの不足が顕在化しており、支援体制の強化、支援能力の向上が喫緊の課題であると中小企業白書でも指摘されている状況にある。

- かかる状況を踏まえ、経済産業省推進資格として25年に亘り、経営者と対話を繰り返しながら経営ビジョンを描き、その実現に向けデジタル技術を駆使したDX戦略を策定するなど、広く伴走支援を行ってきたITコーディネータ（以下ITC）を有効にご活用いただくこととしたい。なおITC協会から2025年9月30日に「中小企業向けAI活用ガイド」（オンライン随時更新型）が発行されており、この陳腐化しないガイドを使用した支援を幅広く中小企業に展開したい。

#### 【要望内容】

中小企業のAI適用支援において、ITCの役務サービス業務に対する複数年に亘る補助金制度の創設（補足資料参照）

1. 経営者ヒヤリング、内部環境分析、AI適用戦略策定などの上流工程支援
2. 実行計画、開発・導入支援、運用後フィードバックなどの下流工程支援

<予算> 5.4億円

- 上流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- 下流工程支援：21800万円（600社×10回×5.3万円）
- DX認定支援：5450万円（300社×5回×5.3万円）
- 事業説明会、マニュアル作成等：350万円
- 事務局費：4900万円（10%）

関連予算：IT導入補助金

関連省庁：経済産業省（中小企業庁）

## 1.5 国産デジタル社会基盤の整備・活用促進と国際競争力強化

### 【要望の理由・背景】

- AI利活用が加速度的に進む中、品質の高いAI構築が可能かどうかの分岐点となるのが良質なデータの有無である。
- 良質なデータは各産業の競争力の源泉であり、これを海外に流出させず、日本国内で保持し続けること、その上で同データを学習させた競争力のあるAIを構築することが本領域における日本にとってのひとつの勝ち筋である。
- 加えて、AI領域における主権の確保は経済安全保障と密に関わるのみならず、デジタル貿易赤字への対応という観点からも意義が大きく、多角的な問題意識のもと国内の官民を挙げて取り組みべきテーマであるといえる。
- 各国においてもこうした論調は顕著であり、AI含むデジタルインフラを自ら構築すべく大規

模な投資を展開している。

- 日本においても引き続き官民連携のもと本領域に注力し、国内で完結するデジタル社会基盤をまずは構築し、将来的には海外展開も視野に入れた対応を推進することが重要である。

#### 【要望内容】

- 競争力のあるAI構築に向けては十分な計算資源が不可欠。既存施策であるクラウドプログラム等を上回る規模感のもと、政府として国内計算基盤の充実に取り組むと共に、同対応を進める民間企業の支援の継続を要望したい。
- 計算基盤を確保の上、制約なく学習をおこない、高い性能を有するモデルを構築したならば、それを起点として蒸留や量子化などの手法を行い、業界・個社別モデルの構築が進むことで、各領域におけるAI実装が加速する。この対応工程を日本の各企業が担う体制を実現することで、国内におけるAIEcosystemは自己完結型に向かい、国内各企業のAI領域の競争力向上にも寄与するものと想定。
- 社会実装という観点から着目されるフィジカルAIの実現に向けてはDCの全国分散・エッジコンピューティングも重要な考慮事項。AI実装の基盤となるこれらインフラ整備の全国展開に向けても政府による対応主導を期待したい。
- また、現在特に海外依存が顕著である半導体の国産化という視点も重要。AI領域における主権確保に向けて、抜け穴の無いサプライチェーン構築に向けた対応推進が重要。
- 加えて、競争力の強化・日本のプレゼンス向上という観点から意義の大きい海外展開に向けては、相手国政府の橋渡し等の観点より政府における対応推進支援を求めたい。

#### 【関連法令】

- 人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律、デジタル社会形成基本法、経済安全保障推進法 等

#### 【関連省庁】

- 内閣府、デジタル庁、総務省、経済産業省

### **1.6 AI人材等の育成のための奨学金返済額への税額控除制度の創設**

#### 【要望の理由・背景】

- 高等教育費負担により、多くの学生が卒業後長期間にわたり奨学金返済の負担を抱えているとの指摘がある。物価上昇や所得停滞を背景にその負担感は一層高まっており、返済開始直後の生活基盤形成を阻害する要因となり、こうした状況が晩婚化・少子化の背景にもなっているとの指摘も存在する。

- 一方で、政府は AI、デジタル、量子、半導体などの優先投資分野での高度人材育成を重点政策として掲げており、資源の少ない我が国においては、意欲のある若者が経済的理由によって教育を受けられないといった状況が生じないようにする環境整備を図ることが、今後の経済成長のためには不可欠であるといえる。
- この点、現行制度では奨学金返済に対する税制上の支援は限定的であり、住宅ローン減税など他制度と比住宅ローン減税など他制度と比べても若者支援を強化する余地がある。このため、若者の教育投資を後押ししつつ、国家が必要とする重点分野の人材確保を進めるため、奨学金返済額への税制上の優遇措置の導入が急務である。

#### 【要望内容】

##### 奨学金返済額への税額控除制度の創設

- 住宅ローン減税制度を参考に、毎年の奨学金返済額に応じた所得税等の税額控除制度を新設する。返済開始から一定期間（例：10年間）の負担軽減を図る。その際、政府が指定する優先投資分野の学位取得者に対しては、控除上限の引き上げや控除率の加算を認め、政策的誘導を図る。

根拠法令：所得税法、地方税法

規制監督省庁：財務省、総務省等

### 1.7 AI等の成長分野スタートアップへの人材移動促進

#### 【要望の理由・背景】

- 国内のスタートアップ企業は、その成長に必要な高度人材の確保が難しいことが一般的であり、特に大企業からの人材の移動という観点では、給与水準や福利厚生との差、住民税などの負担増が転職の大きな障壁となることが想定される。このことは、挑戦したい人材がいたとしても、生活面の不安から踏み切れない状況を生み出すこととなり、経済成長の源泉とも言えるスタートアップ企業の成長の足枷となっている。
- 政府はAI・半導体・バイオ・GX等の重点分野でスタートアップ育成を掲げるが、人材移動に関する支援は必ずしも強いとは言えず、成長分野の競争力強化に対する後押しが十分ではない。大企業で経験を積んだ人材がスタートアップ企業に移りやすい環境整備は日本経済の成長に不可欠であり、給与ギャップや税負担を軽減する制度創設が急務である。

#### 【要望内容】

##### 給与ギャップ補填制度や、住民税等の負担軽減措置の創設

- ▶ 大企業で働く人材が、スタートアップへ転職する際の給与差を、国が一定期間補填する仕組みや、転職後の所得減少に配慮した住民税・所得税の一部控除や減免措置を導入。

根拠法令：所得税法、地方税法、スタートアップ育成5か年計画等

規制監督省庁：財務省、総務省等

## 1.8 AIその他の新分野への労働移動促進のための社会人インターン制度

### 【要望の理由・背景】

- 企業の人材ニーズや個々人の職業観が多様化する中、副業や兼業によって経験を積みたいと考える個人も多くなっているのではないかと指摘がある。しかし、その一方で、社会人が現職に籍を置いたまま別の産業・職種を実地で学ぶ機会は、現実的には限定的であり、キャリアの再設計やスキル転換は行いきにくい状況にある。
- 兼業・副業は奨励されつつあるが、現実には、労働時間の通算義務や36協定との関係から、追加就労を行うと労働時間上限に抵触するリスクが高く、本人・企業ともに慎重にならざるを得ない。とりわけスタートアップや地方企業、行政・研究機関などでの短期実務経験は人材育成・イノベーション創出に有効であるにもかかわらず、通常の労働と同様に扱われることで受入側の負担も大きく、マッチングが進んでいない
- 社会人の「学び直し」や新産業へのチャレンジを後押しし、人材流動性とスキル転換を促進するためには、通常の雇用・副業とは区別した「社会人インターン」という制度的カテゴリを設け、柔軟な就労体験を可能にする枠組みが必要である。

### 【要望内容】

#### 「社会人インターン」制度の新設

- 現職に在籍したまま、学習・経験獲得を目的に他企業・団体で短期的に働ける新たな制度区分を創設し、通常の「雇用」とは区別して位置付ける制度を新設する。スタートアップ、地方企業、行政機関、研究機関など幅広い受入先を対象とし、人材育成と産業活性化につながる制度とする。本制度においては、教育目的など一定条件を満たした場合、労働基準法上の「労働時間通算」の適用外とする仕組みを整備しつつ、社会人インターンとして認める就労時間には週・月単位の上限を設け、無理なく参加できる設計とする。

根拠法令：労働基準法、労働時間等設定改善法等

規制監督省庁：厚生労働省

## 1.9 AIモデル等の開発者への権利帰属（産業技術力の強化に向けて）

### 【要望の理由・背景】

- 我が国の生成AI開発競争力を確保するためには、開発事業者が成果物（学習済みモデル、学習用データセット、ノウハウ）を自社のアセットとして蓄積し、他産業への横展開（SaaS型ビジネス）を可能にする環境が不可欠である。
- 従来、公的資金や政府調達による成果は、公開や国への帰属が原則とされがちであったが、経済産業省主導の「GENIAC」プロジェクトにおいては、計算資源を提供しつつも成果物の知的財産権を開発者に帰属させ、商用利用を促進する先進的な運用がなされている。これを特例に留めることなく、他の公的支援事業や政府調達にまで適用拡大すべきである。
- 特に、LLM等の「モデルウェイト」については、AI開発ノウハウの結晶であり、競争力の源泉となる成果でありながら、計算結果（数値の羅列）であり著作物性が認められにくい。不正競争防止法上の「営業秘密」または「限定提供データ」としての管理を認め、開発者が契約やライセンス条項によって利用範囲（リバースエンジニアリングの禁止等）を制御できる権限を確保することが、産業全体のイノベーション加速につながる。

### 【要望内容】

- 公的資金を活用したAI開発支援、または政府調達におけるAIモデル等の開発導入において、産業技術力強化法第17条（日本版バイ・ドール）の適用を拡大し、成果物である「学習済みモデル」および「加工済みデータセット」の権利を原則として開発事業者に帰属させる運用指針を確立いただきたい。また、公的資金による成果の公開義務については、学術論文等に限定し、商用モデル（ウェイト）自体の公開は事業者の判断に委ねる「GENIAC型スキーム」を標準としていただきたい。
- 経済産業省「AI・データの利用に関する契約ガイドライン」の改定において、受託開発における成果物の権利（特に派生モデルの権利）が、計算資源や技術を提供した開発ベンダー側に留保される契約モデルを推奨し、SIer型からプラットフォーム型へのビジネス転換を後押しいただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：産業技術力強化法第17条、AI・データの利用に関する契約ガイドライン

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省（商務情報政策局）、内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局）

## 1.10 「信頼できる AI」の明確化と政府調達等における採択促進

### 【要望の理由・背景】

- 政府および重要インフラ分野における生成 AI の利活用が進む中、利用される生成 AI モデルの「信頼性」確保は急務である。特に、他国の法令（CLOUD 法や国家情報法等）によるデータ開示リスクを排除するためには、データセンターの物理的所在に加え、運用管理が日本の司法権下で完結する「データ主権」の確保が不可欠である。
- また、ブラックボックス化しがちな AI モデルに対し、学習データの出所・系譜（データリネージ）の明確化や追跡可能性、AI セーフティ・インスティテュート（AISI）等の外部機関によるレッドチーミング（攻撃者目線での安全性評価）の受入れ等を「信頼できる AI」の基準や定義とし、政府調達等において優遇すべきである。
- 特定の巨大海外モデルに依存するのではなく、用途に応じて複数のモデルを使い分ける「マルチモデル・オーケストレーション」環境を整備することは、セキュリティリスクの分散と国内 AI 産業の育成の両面から、高い経済的・社会的効果をもたらす。

### 【要望内容】

- 政府調達等における AI モデル選定基準において、「国内データセンターでの運用・管理（データ主権の確保）」および「学習データのトレーサビリティ（透明性）の確保」を必須要件または加点要素として明記いただきたい。
- 特に、各府省庁の生成 AI 利用環境において、機密性の高い内部情報を扱う業務には、上記のガバナンス要件を満たすモデルを優先的に採用する「適材適所」の調達方針を徹底いただきたい（「産地」ではなく、飽くまで「ガバナンス品質」を重視）。
- ISMAP 等のセキュリティ認定制度において、AI 特有のリスク（プロンプトインジェクション等）に対応した新たな監査基準を策定し、安全性が確認された国内サービスが迅速に参入できる枠組みを整備いただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：経済安全保障推進法、デジタル社会形成基本法、AI 事業者ガイドライン

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、経済産業省、内閣府（AI 戦略会議）

## 1.11 ガバメント AI「源内」活用に向けた霞が関における徹底的な BPR 推進

### 【要望の理由・背景】

- 中央省庁の現場においては、限られた人員の中で膨大かつ複雑な業務への対応が求められており、職員の負担軽減は急務である。2026年度より本格展開されるガバメントAI

「源内」は、この課題を解決する強力なツールとなり得る。

- しかし、「人の介在」などを前提とした旧来の業務フローのままのAI導入では、職員は「AIへの入力」と「従来どおりの事務処理」の双方を強いられ、かえって業務量が増大するという、デジタル化による逆転現象が生じかねない。
- AIの真価は、これまで職員が時間を割いてきた定型的な事務作業を代替し、政策立案や国民への直接的な支援といった、人間にしかできない高度な業務に集中できる環境を整えることにある。現場の職員がAIの恩恵を最大限に享受し、働きがいを持って業務にまい進できるよう、トップ主導により、制度や慣習に縛られない柔軟な業務プロセスの再設計（BPR）を強力にバックアップすることが不可欠である。

#### 【要望内容】

ガバメントAI「源内」の導入効果（業務負担の軽減）を最大化できるよう、以下の支援体制の整備を要望する。

- BPR推進権限の明確化：設置予定のAI統括責任者（CAIO）に対し、現場の声を反映しつつ、AI活用を阻害する重複業務やアナログ工程を整理・簡素化するための調整権限を付与すること。
- 実践知を有するAI人材の登用と教育支援：現場の業務に通じ、かつAIの特性を理解した人材をCAIOや推進チームに配し、現場と一体となってAIネイティブな業務フローを構築できる体制を整えること。

根拠法令/関連予算/関連税制：行政の進化と革新のための生成AIの調達・利活用に係るガイドライン、人工知能基本計画

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、人工知能戦略本部／内閣府（科学技術・イノベーション推進事務局 人工知能政策推進室）

## 2 デジタル基盤の強化

### 2.1 政府の制度改正全般における情報発出の早期化

#### 【要望の理由・背景】

- デジタル社会の形成を推進していくためには、それを支えるシステム開発のためのリードタイムを考慮して制度改定を行なう必要があることを全ての国の機関が理解して行動する必要がある。ソフトウェア開発のプロセス（必要なテスト期間を含む）を前提とすると、少なくとも2ヶ月程度の開発期間を確保し得る日程で新たな制度・報酬等に係る省令、告示、通知等の発出を実施いただきたい。

- 特に現行の施行プロセスにおいては、各種定めが施行日時点においては必ずしも明確ではないために、関係省庁による決定および事務連絡の発出を待った後、施行日以降にソフトウェアのアップデート開発や導入事業者への情報提供等の対応にソフトベンダーは追われる。施行日以降にソフトウェアの仕様に影響を与える事務連絡等が示される現在のプロセスは、業務処理等を行う現場に負荷を与えるとともに、ソフトベンダーの開発の現場においても、集中的な稼働（デスマーチ）が発生するケースがあり、情報セキュリティ上のリスクを増大させる可能性も指摘されている。

#### 【要望内容】

- 政府の制度改正全般における情報発出の早期化：デジタル社会を推進していく観点から、政府においては制度改正全般に際して、行政手続き等のデジタル化を支える民間側のシステム開発に要するリードタイムを考慮し、少なくとも2ヶ月程度の開発期間を確保できる日程にて新制度の施行及び関連通知等の発出を行うこと。

根拠法令：デジタル社会形成基本法

規制監督省庁：デジタル庁（デジタル社会形成基本法）、全府省

例えば、子ども・子育て拠出金率の例

- 子ども・子育て拠出金率の改定時、改定の有無および改定後の率の公開が4月1日ギリギリになることが多く、改正がある場合のシステム更新の準備が進められず、対応自体が遅れてしまう。また、業務担当者への告知も遅くなり、慌ただしい状況を招いている。納入告知書での請求が5月のため、4月に公開すれば間に合うとの想定と思われるが、企業側では4月の経費計上をするケースもあり、4月の公開では遅いケースもある。

#### 【要望内容】

- 子ども・子育て拠出金率の改定の有無を事前告知する。（遅くとも2月中旬）
- 改定がある場合、改定後の子ども・子育て拠出金率を早めに公開する。（遅くとも2月下旬）

規制監督省庁/関連省庁：子ども家庭庁、厚生労働省

## 2.2 電子申請のワンポータル化に向けた取組

#### 【要望の理由・背景】

電子申請手続については、現状、所得税・住民税・社会保険等の制度ごとに政府システム（ポータル）が構築され、制度や申請ごとに、提出先・時機・方法等が異なっている。このことが民間側にとって過大な負担となっており（例えば、APIの仕様が統一されていないためにソフトウェアの開発負担が過大になっている等）、将来的には各ポータルを統合しワンポータル化することが望まれる。

それぞれのポータルで運営主体や対応する手続内容が異なるため、ただちにワンポータル化を実現することは容易でないと思われるが、社会全体の生産性向上の観点から、縦割りを排し、できるところから着実に改善に着手する必要がある。

#### 【要望内容】

政府の電子申請のポータル（e-Gov、マイナポータル、e-Tax、eLTAX）について、将来的には統合しワンポータル化を目指しつつ、ワンポータル化に向けた第一歩として、まずはAPIの仕様統一を進める。具体的には、API仕様の統一可能な部分を洗い出し、できるところから順次統一を進めていく（例：通信プロトコル、認証方式等）上記課題について、以下のとおり改善していただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、財務省、総務省、厚生労働省

### 2.3 法人デジタル ID・認証等の利用拡大及び利便性向上

#### 【要望の理由・背景】

- GビズIDの民間サービス連携については、累次の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」で言及されながらも実施が遅れていたところ、令和7年度にようやく公募による実証的接続実験が行われることとなったが、GビズIDの民間サービス連携が本格的に実施されれば、IAL-2、AAL-2相当の認証がなされたサービスがリーズナブルに享受できるようになるため、取引・手続きのデジタル完結の一層の推進と社会的コストの大幅な削減が期待できる。
- デジタル庁が2025年9月に公表した計画によれば、2026年7月から商業登記電子証明書のリモート署名方式が導入され、「オンライン手続システム上でのリモート署名」と「署名者自身が用いるローカル署名アプリによる署名」が可能になる予定である。ここでさらに「第三者である事業者のサービス上でのリモート署名」もできるようリモート署名システムの機能を拡張することにより、さまざまな利用様態を可能にし、幅広いユースケースのニーズを捉えることができ、その結果、商業登記電子証明書の普及、利用の拡大を

大きく後押しすると考えられる。2018年に制度的に位置づけられた電子決済等代行業は、ITを活用し、ユーザーの委託を受けて振込指図や口座情報の取得等を行う事業者であり、取得した口座情報を会計ソフトに連携して自動で記帳して中小企業を含む事業者の生産性を向上させることや、家計簿アプリに情報連携して個人の利便性を向上させることなどが期待されている。

#### 【要望内容】

- 法人設立登記申請とGビズIDアカウント発行の同時申請の手続きの創設（ワンストップ化）
- GビズIDの本格的な民間サービス連携の早期実施
- 商業登記リモート署名システムの民間サービス連携を実施したうえ、民間事業者が商業登記電子証明書の失効情報（CRLまたはOCSP）を取得できるようにすること

根拠法令/関連予算/関連税制：

«参考»商業登記電子証明書のリモート署名の導入についてお知らせします（2025年9月3日 デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/news/d0a6665d-8e21-4e12-8859-c522dd5f836c>

«参考»令和7年度GビズIDの民間サービスでの活用事例等の募集及び実証的接続実験の実施に関する公募結果について（2025年8月29日 デジタル庁）

<https://www.digital.go.jp/news/f4060720-b504-4849-8d8b-7d865863e763>

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、法務省

## 2.4 各種届出書類における記載項目等の統一化

#### 【要望の理由・背景】

現在、健康保険(協会けんぽ、健保組合)と年金機構、公務員共済、私学共済と、社会保険の団体が分かれているが、公務員共済と私学共済に関しては、例えば、同じ「標準報酬」という言葉を用いた項目にもかかわらず、その算定方法や記載方法を各団体で独自に決めているため、団体ごとに小さな違いが生じている。これにより、「標準報酬」を決めるという目的は相違ないとしても、届書の項目や支払基礎日数などの計算基準が異なることになり、それに応じて各団体ごとにシステムをカスタマイズしなければならずコストが莫大となる。また、料率などの制度変更も各団体ごとにそれぞれ決定・公開されるため、メンテナンスコストが大きい。

### 【要望内容】

各団体固有の掛金や負担金があることは理解するが、標準報酬を決定するために届け出る情報を統一する。具体的には以下のような点。

- 届出項目を統一（報酬について健保・年金は「通貨」「現物」であるが、公務員共済は「固定」「非固定」など）
- 記載内容の統一（遡及支払があった場合の記載方法が、各団体で異なるなど）
- 計算方法の相違点を統一（支払基礎日数の数え方が健保・年金と公務員共済で異なるなど）

また、私学共済はe-Gov電子申請への対応が予定されているが、公務員共済も電子申請に対応することで、手続手順や内容を統一化する。

規制監督省庁/関連省庁：厚生労働省、文部科学省、総務省、デジタル庁など

## 2.5 デジタルインボイスの普及促進

### 【要望の理由・背景】

デジタルインボイスの普及により、事業者のデジタル化を通じてデジタルシームレスが実現し、社会全体の生産性向上が期待されるが、現状では十分に普及が進んでいない。デジタルインボイスは自社だけではなく取引先もあわせて導入するのとなければ意味がないこと、ネットワーク外部性が働くこと等を踏まえると、社会全体で普及に取り組んでいく必要がある。

### 【要望内容】

#### 1. 公共調達

公共調達にデジタルインボイスが活用されることで、発注先事業者から取引先事業者へ波及的にデジタルインボイスが普及することが期待できるため、以下の措置をとる。

- 公共調達における加点评価の対象に「デジタルインボイスを送受信していること」を追加
- 将来的には上記を入札参加条件とすることも検討

#### 2. 経済的インセンティブ

マイナンバーカードやキャッシュレス決済など経済的インセンティブが普及の起爆剤となった先例を踏まえ、デジタルインボイスについても、経済的インセンティブとセットになった啓発活動を行う。

- 税額控除等の経済的インセンティブの導入（時限的な措置として）
- IT導入補助金等について、デジタルシームレスに貢献するサービス<sup>\*</sup>への重点配分

(※請求・決済等の各分野で相互運用性のある形でデータをやり取りできるサービス。  
具体的にはデジタルインボイスやZEDI等)

### 3. 記帳指導

国税当局が全国で実施する、事業者に対する記帳指導のカリキュラムにデジタルインボイスを盛り込むことを必須とする。

根拠法令/関連予算/関連税制：消費税法

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、財務省、国税庁、経済産業省

## 2.6 デジタルシームレス制度（優良な電子帳簿も含む）の普及促進

### 【要望の理由・背景】

令和9年1月施行の「デジタルシームレス制度」に対して、積極的に採用し適切な経理につなげた企業がインセンティブを受けられるようにする。

具体的には、現在の恩典(インセンティブ)は企業にとってマイナスイメージなため、普及促進につながらない

※ 現在の恩典（隠蔽・偽装行為による重加算税10%加重の除外措置）

※ 「優良な電子帳簿」の恩典も同様（入力誤りなどによる過少申告加算税の5%軽減措置）

積極的に採用しづらい理由は2つ

- ✓ 上記制度に準拠し適切な経理につなげても、インセンティブが受けられないこと
- ✓ インセンティブを受けられる条件が、経理に問題があった場合であること

### 【要望内容】

#### ① 恒久的なインセンティブ

デジタルシームレス制度や優良な電子帳簿を採用し、適切な経理をした場合にも受けられるインセンティブを追加する

#### ② 時限的なインセンティブや補助金

デジタルインボイス普及の短期的な起爆剤として、税額控除等の時限的なインセンティブやIT導入補助金を用意する

## 2.7 年末調整の見直し

### 【要望の理由・背景】

年末調整は、一個人である給与所得者に代わり、相応の事務処理能力のある事業者が給与所得に関わる定型的な申告事務を肩代わりすることが効率的との趣旨で導入されたも

のであるが、税制の複雑化とともに年末調整が確定申告より複雑になる現象が発生しており、特に事業者にとって非常に重い負担となっている。また、年末調整は見積りベースで行われるため、見積という負担を強いるだけでなく処理のやり直しが発生するという問題もある。

例えば、2024年の所得税等の定額減税の際に年末調整での対応が求められたように、本来確定申告で対応すべきと思われるような非定型的事務を事業者が処理する事例も発生し、これらは事業者にとって大きな負担となっている。

年末調整は、所得の種類や適用される控除がパターン化されやすい給与所得者に向けた確定申告の「簡易版」であると明確に位置付け、年末調整業務の時期や対象を見直すべきと考える。

#### 【要望内容】

社会全体の生産性向上のため、年末調整業務の時期や対象を見直す

##### 1. 時期の見直し

- 年末調整を翌年年初の実施とすることにより、確定事実ベースでの取扱いを可能とする

##### 2. 対象の見直し

- 定型化が容易であること、データでの収集が可能であること、また同時に従業員のプライバシー維持への懸念などを踏まえ、年末調整の対象とする控除について見直す
- 年度途中の制度変更（年初に遡及適用する場合を含む）については年末調整ではなく確定申告で対応する

根拠法令/関連予算/関連税制：所得税法第190条ほか

規制監督省庁/関連省庁：財務省

## 2.8 民事司法手続の完全なデジタル化の推進

#### 【要望の理由・背景】

- 2026年5月までに実施される改正民事訴訟法の全面施行後は、訴訟の委任を受けた弁護士は、原則としてオンラインによる申立て等を行う義務がある一方、本人訴訟では電子提出システムを利用せず、書面でのみ手続を行うことも許される。そのうえで、弁護士がシステムを利用しない相手方に対する送達のために、オンラインで送信した情報と同内容を出力して作成した書面も裁判所に提出することになる。
- この制度では、弁護士は、申立て等のやりとりをデジタルでも、紙でも扱わなければならないという「二重管理」を強いられることになり、弁護士事務所に無用な負担が発生し、デジタル化の意義が著しく損なわれることになるのは明らかである。

- また、全面施行後の民事訴訟規則は、訴訟委任状をオンラインで送信すること自体は可能になるが、書面で作成し、スキャンしたものを裁判所に提出することを前提にした運用を想定していると考えられ、運用に不安がある。

#### 【要望内容】

- 当事者による出力書面の提出を廃止し、あわせて一方当事者が電磁的方法により提出した文書を裁判所の指揮・責任により印刷・照合・封入封緘して相手方当事者に郵送する業務を制度として創設すること、及び上記に関する法令改正がされない間でも、当事者がオンライン上で出力を指示した情報を裁判所側出力装置で出力した場合の当該出力書面を「当該当事者から提出された出力書面」と解釈し、運用すること
- 訴訟の本人の電子署名付きの訴訟委任状が、訴訟代理人の権限を証明する電磁的記録の例であると示すこと等により、born-digitalな訴訟委任状の利用の促進を図ること

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 民事訴訟法等の一部を改正する法律（2022年法律第48号）全面施行後の民事訴訟法第109条等、民事訴訟規則等の一部を改正する規則（2024年9月17日最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟規則第58条第1項・第3項
- 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（2024年9月17日最高裁判所規則第14号）による改正後の民事訴訟規則第23条第1項、同条第3項により準用される第15条第3項

規制監督省庁/関連省庁：法務省、最高裁判所事務総局民事局

## 2.9 書面の電子化に関して残された課題の解決

### 【要望の理由・背景】

書面の電子化、契約・取引等の手続のオンライン化の普及を阻害する要因として、書面交付義務、紙との併存による煩雑さ、デジタル完結を前提としたフロー設計ができていないこと等の法令・制度・運用により、電子化・オンライン化の利益が見出せないことが指摘されている。（デジタル庁報告書、委託調査等）

また、書面の電子化、契約・取引等の手続のオンライン化のための公的個人認証サービス（JPKI）の利用についても、2024年12月に総務省告示が改正される等、利便性向上は図られてきているが、いまだ深刻な課題の積み残しがある。

そこで、これまでに解決されていない課題について、集中した検討が必要である。

### 【要望内容】

- JPKIの利用拡大を阻害する要因の解消
  - 移動端末用電子証明書の位置付けの総点検及び対応改正
  - JPKIルート証明書等のAATL対応
  - 商業登記における旧氏の記録のオンライン申出の利便性向上
- 「Digital by Default」原則の観点から、取引・契約等における電磁的方法の事前承諾取得義務を原則撤廃すること
- 処分通知等のデジタル化の推進（特に「特定創業等支援事業による支援を受けたこと」の証明書）の電子化）

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律、各府省庁のデジタル手続法主務省令（施行規則）、商業登記規則、法務大臣が定める各手続で利用可能な電子証明書の一覧 ほか
- 商業登記規則第101条第1項第1号の2括弧書き（及び同条を準用する一般社団法人等登記規則等）、商業登記規則第81条の2第3項第1号（及び同条を準用する一般社団法人等登記規則等）
- 建設業法、宅地建物取引業法 ほか

規制監督省庁/関連省庁：法務省、最高裁判所事務総局民事局

## 2.10 自治体 DX 推進に向けた DX ツールなどの試行推進施策

### 【要望の理由・背景】

地方公共団体におけるDX推進において、人材育成・確保が進む一方で、具体的な取り組みを進めるためのDXツールの調査や試行・ツールの良し悪しを判断する環境が作れていない。

### 【要望内容】

1. IT・デジタル担当が柔軟に試せる小額の予算確保のガイドライン策定・浸透施策  
クレジットカード（パーチエシングカード）の利用に関するガイドラインの策定と浸透
  - EラーニングやSaaSなどの評価・トライアル方法
  - 適用範囲の事例（SaaSの契約など）
  - メリット（請求処理や仕訳整理における利便性向上、ペーパーレス、カードレス）
  - 予算化の留意点
    - 予算枠の確保の方法、手続きを減らす仕組み、権限委任と牽制機能の建付け、地域連携方法、議会連携など

## 2.11 民間ソリューションの活用の促進

### 【要望の理由・背景】

- 地方自治体は、人口減少および職員・IT人材不足という構造的課題に直面しており、現行の個別最適なシステム運用では、もはや持続的な行政運営が困難になりつつある。特に小規模自治体では、専任職員が不在のケースも多く、従来型の地域ベンダー依存モデルは限界を迎えている。一方で、民間におけるIT投資は拡大を続けており、クラウドやSaaS市場は急速に成長している。これらの技術を活用せずして自治体のDXを推進することは、非効率かつ非現実的である。

政府はデジタル化を重要な推進手段（キーレバー）として位置づけ、行政の効率化を図っているが、現場の実情を踏まえると、ガバメントクラウドの環境だけでなく一部の業務は民間のサービスをそのまま利用し、DXの推進と運用負荷の軽減、コストの最適化を進めるべき。

- そのためには自治体の業務を以下の3つのカテゴリに分類し、それぞれの特性に応じた実装方式を組み合わせることで、運用を含むコストの適正化と、必要な行政サービスを持続的に提供できる環境を実現すべきである。この考え方を、自治体における「ITポートフォリオ」と定義する。
  - 法定・基幹業務：税、住民記録、福祉など法令に基づく基幹処理は、標準化・共通化を進め、重複投資を防止し、システムの信頼性を全国的に確保する。
  - 汎用業務：人事給与、財務、文書管理、庶務など民間と共通性の高い業務は、民間SaaSやローコード基盤を活用し、コスト削減と継続的な技術更新を両立する。
  - 住民接点業務：申請・相談・証明書発行など、住民と直接接する領域では、AIエージェントやチャットボットなどの先進技術を柔軟に導入し、利便性・アクセシビリティ・包括性を高めるためにも、同様に成熟した民間SaaSやローコード基盤を活用し環境を整えることで、先進性と自強継続性を担保する。

### 【要望内容】

- 地方自治体が民間ソリューションを円滑に活用できる制度や枠組み、調達基準の整備、ならびに共通利用を前提とした支援策の拡充が必要であり、自治体の持続可能なDX実現に向け、国主導により「ITポートフォリオ検討の場」を設置し、民間市場との共創型で検討を推進すべきである。

- 具体的な要望
  - 自治体の持続可能なDX実現に向け、自治体が民間ソリューションを活用できる制度的枠組みや調達基準の整備、共通利用を前提とした支援策の拡充を求める。そのため国主導で国・自治体・民間企業が集い、民間SaaSをそのまま活用できるようにするための制度や課題の解決を検討する場を設けてほしい。

根拠法令/関連予算/関連税制：デジタル行財政改革会議

規制監督省庁/関連省庁：

- 内閣官房地域未来戦略本部 内閣官房 地域未来戦略本部事務局
- 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会
- デジタル庁

## 2.12 汎用業務（バックヤード）における自治体 IT 運用モデルの確立

【要望の理由・背景】

- 地方自治体は、人口減少および職員・IT人材不足という構造的課題に直面しており、現行の個別最適なシステム運用では、もはや持続的な行政運営が困難になりつつある。特に小規模自治体では、専任職員が不在のケースも多く、従来型の地域ベンダー依存モデルは限界を迎えている。一方で、民間におけるIT投資は拡大を続けており、クラウドやSaaS市場は急速に成長している。これらの技術を活用せずして自治体のDXを推進することは、非効率かつ非現実的である。

政府はデジタル化を重要な推進手段（キーレバー）として位置づけ、行政の効率化を図っているが、現場の実情を踏まえると、ガバメントクラウドの環境だけでなく一部の業務は民間のサービスをそのまま利用し、DXの推進と運用負荷の軽減、コストの最適化を進めるべき。

- そのためには自治体の業務を以下の3つのカテゴリに分類し、それぞれの特性に応じた実装方式を組み合わせることで、運用を含むコストの適正化と、必要な行政サービスを持続的に提供できる環境を実現すべきである。この考え方を、自治体における「ITポートフォリオ」と定義する。
  1. 法定・基幹業務：税、住民記録、福祉など法令に基づく基幹処理は、標準化・共通化を進め、重複投資を防止し、システムの信頼性を全国的に確保する。
  2. 汎用業務：人事給与、財務、文書管理、庶務など民間と共通性の高い業務は、民間SaaSやローコード基盤を活用し、コスト削減と継続的な技術更新を両立する。
  3. 住民接点業務：申請・相談・証明書発行など、住民と直接接する領域では、AI

エージェントやチャットボットなどの先進技術を柔軟に導入し、利便性・アクセシビリティ・包括性を高めるためにも、同様に成熟した民間SaaSやローコード基盤を活用し環境を整えることで、先進性と自強継続性を担保する。

#### 【要望内容】

- 地方自治体が民間ソリューションを円滑に活用できる制度や枠組み、調達基準の整備、ならびに共通利用を前提とした支援策の拡充が必要であり、自治体の持続可能なDX実現に向け、自治体向けの補助金を汎用業務(バックヤード)のDXや業務改革において利用しやすいようにしてほしい。汎用業務は、自治体においてもノンコア業務が多く存在するが、事務負担が大きいものがあり、この分野のDXが進めば行政組織全体の効率を上げることができ、職員を窓口のなどのフロント業務に配置できる可能性もある。
- 具体的な要望
  - ITに関する補助金を汎用業務(バックヤード)のDXや業務改革において利用しやすいようにしてほしい。
  - 新しい地方経済・生活環境創生交付金やデジタル基盤改革支援補助金の利用用途に明確に、汎用業務(バックヤード)のDXや業務改革を入れてほしい。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度/デジタル基盤改革支援補助金

規制監督省庁/関連省庁：

- 内閣官房 地域未来戦略本部事務局およびデジタル庁
- 国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会

### 2.13 日本全国均衡ある通信網およびデータ分散の構築

#### 【要望の理由・背景】

一般企業や自治体がDXを推進する上で必要不可欠である高速の通信網。また、AI、自動運転、など、デジタルツイン等を動かす上でも必要不可欠な通信網は、都市部においては構築されているが、地方、特に中山間地域や島嶼部においては人口減少によって利用者が増えないなどの理由から、どんどんと良好な通信環境が消滅していつている。

例えば、人がいなくても農林水産業においては、各種作業を自動化して行うためには必要であり、暮らしの安全安心を守るためにも高速な通信網は僻地においても重要な役割を果たすが、設備の老朽化や新技術の導入が行われないなどで、通信環境は悪化している。

#### 【要望内容】

- 地方、特に中山間地域における通信環境の改善
- 都会から離れるほどに高くなるトランジット料金の均一化
- ユニバーサルサービスの徹底化
  - 人口が激減している場所でも安全保障上、通信が必要なエリアはある
  - NTT東西がラストリゾート事業者として機能しているかのチェック
- 地方在住のIT技術者(主にネットワーク・セキュリティ)への助成金など
  - (1) IT教育・人材育成カテゴリの選択：技術者の拡充に関する要望
  - (2) 育成対象者の明示：大学生、社会人
  - (3) 施策対象域の明示：企業、自治体
- 全国光ファイバー網の調査
  - 安全保障等、情報通信の必要性や重要性がたかる中、通信網の把握は必要不可欠
  - 誰にでも公開する必要は無いが、一定の条件を満たしたものに開示できる仕組みなどの導入
  - デジタルデバイドなどを考えた際、これまでのようにキャリアのみが情報を独占しては、効果的に情報網を構築できない時代になっている

規制監督省庁/関連省庁：

- 主に総務省
- その他業種ごとに関連する省庁（例：スマート農業→農林水産省など）

## 2.14 中小自治体の「部署別 BPR 促進」支援事業

### 【要望の理由・背景】

少子高齢化が加速する中で、自治体においてもそれぞれの部署が主体的に業務の見直し（BPR）を進め、生産性を高める取り組みは先送りできない喫緊の課題である。政令市、中核市、そして都市部の比較的規模の大きい一般市において進みつつあるBPRを、一般市以下の市町村にも定着させるため、管理職（所属長）および実務リーダー級（主幹、主査級）を中心とした全庁的な階層別教育により、各部署別のDX推進プランを立案し実行に移すための部署別の個別相談支援を展開することが必要である。

### 【要望内容】

- 中小自治体での階層別教育と個別相談支援成を実施する事業の予算化。

<支援メニュー例>

- ① 課題抽出と解決の方法論

- ② DX推進プランの策定方法
- ③ 部署別の個別相談によるBPRの推進
- ④ IRガバナンスとプロジェクト管理の必要性
- ⑤ IT活用力（生成AI活用、ローコード／ノーコード教育など）

<予算> 17.05億円

- ・ 研修講師育成・サポート費：5000万円
- ・ （100名育成&サポート、2年間5名配置の育成&サポートセンターを運用）
- ・ 研修実施費：15億円（1500自治体×100万円）
- ・ 事務局費（大手シンクタンクなどを想定）：1億5500万円（10%）
- ・ 中小自治体数：1500（人口10万人以下）
- ・ 研修講師数：100名（1名平均15自治体を担当）

<人材育成要望補足>

- (1) IT教育・人材育成カテゴリ（2種類）
  - ① リテラシーに関する要望（社会人全般のDXリテラシー）
  - ② デジタルトランスフォーメーションを牽引するDXリーダーの育成に関する要望
- (2) 育成対象者：社会人
- (3) 施策対象域：自治体

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、総務省

### 3 データ利活用

#### 3.1 フィンテック推進のためのAPIの環境整備

【要望の理由・背景】

銀行口座のオープンAPI導入は銀行法により努力義務化されており、銀行口座情報を連携する『参照系API』の普及によって、会計ソフトや家計簿ソフトの情報集約が進み、企業のバックオフィス業務の効率化・生産性向上や、個人の利便性向上に寄与している。

一方、ソフトウェアからの振込指図をシームレスに実行することで、さらなる生産性・利便性の向上が期待されるものの、銀行口座に振込指図を連携する『更新系API』の普及は十分に進んでいない。

- ・ 財務省・国税庁が構想する、取引・会計・税務・納付をデータで一気通貫させる「デジタルシームレス」では、決済・資金移動のデジタル化が重要な要素となっている。会計・請求・税務と銀行決済がシームレスに連携することで、事務負担の大幅な削減やコンプライアンスの向上が期待されている。こうした流れの中で、金融機関

の更新系APIは、その実現を支える有力な手段となり得る。

また、クレジットカードや電子マネーの利用拡大に伴い、銀行口座と同様の情報連携が期待されているが、これらにおけるオープンAPI導入等の法整備は未整備であり、クレジットカードや電子マネーを含めた横断的な情報集約化を阻害する要因となっている。

- EU・英国・豪州では、クレジットカードを含む決済関連データの第三者提供が、オープンバンキング／消費者データ権制度の枠組みの中で法的に整備・義務化されつつある。一方、日本ではクレジットカード領域のAPI提供は制度対象外であり、標準仕様も存在しないため、事業者ごとに実装が分かれ接続コストやサービス品質に課題が残る。こうした制度差は、Fintechの競争力、ユーザー体験、企業のDX推進に長期的な不利をもたらす可能性がある。

#### 【要望内容】

1. クレジットカード・電子マネーのAPI開放に向け、まずは大手事業者からの開放を義務付けることを含め、政府において検討を進めていただきたい。
2. 銀行口座の『更新系API』の普及に向け、政府及び民間団体において、以下の点について検討を進めていただきたい。
  - ◆ 金融機関における『更新系API』の提供・検討状況を把握し、普及を阻害する要因への対応策について検討していただきたい。
  - ◆ 金融機関の仕様が多様化し、特に新規参入事業者の対応コストの負担が大きいくちと考えられるため、更新系APIの仕様収斂に向けた検討を進めていただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：銀行法、割賦販売法、資金決済法

規制監督省庁/関連省庁：金融庁、経済産業省

### 3.2 AI-Ready な行政データ整備の促進

#### 【要望の理由・背景】

- 行政DXの推進において、生成AIと行政情報を組み合わせたRAG（検索拡張生成）等の活用が期待されている。しかし、AIの参照元となる法令、ガイドライン、通達等の行政文書の多くは、依然としてPDFや非構造化のテキストデータで公開されているのが現状である。
- 特に法令データにおいては、条文の階層構造（編・章・節・条・項・号）や、法令間の引用関係（上位法令と下位法令の紐づき）が機械判読可能（マシン・リーダブル）な形式で定義されていないため、AIが文脈を正確に解釈できず、回答精度の低下やハ

ルシネーションの主因となっている。

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におけるベース・レジストリ整備の一環として、法令データの標準化を一步進め、AIが論理構造を学習・参照しやすい形式でのデータ提供が急務である。これにより、リーガルテックや行政支援AIの開発が加速し、官民双方における法適合性の確認コストを劇的に低減できるといった社会的・経済的効果が期待される。

#### 【要望内容】

- デジタル庁が提供する「e-Gov法令検索」および各府省庁の公開するガイドライン・通達等について、AIによる学習や参照（RAG）を容易にするための高度な構造化データの整備・提供を要望する。  
具体的には、単なるテキストのデジタル化に留まらず、法令の「階層構造」「定義語のリンク」「参照条文の特定」等をタグ付けした標準データモデルを策定・適用いただきたい（例：ナレッジグラフ技術の活用等）。
- また、新規に制定される法令やガイドラインについては、制定段階から「機械判読可能な法令」として記述・交付するプロセスを確立し、AI時代の法インフラを構築いただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：官民データ活用推進基本法、デジタル社会形成基本法（重点計画）

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、法務省、総務省（行政管理局）

### 3.3 公的統計の調査票情報の活用促進

#### 【要望の理由・背景】

- 公的統計において収集された調査票情報は、提供が認められる範囲が極めて限定されるとともに、手続に時間を要し、結果として許可される場合であっても、手続に膨大な時間と労力がかかるため調査票情報が十分に活用されておらず、異なる統計から得られたデータによる複合的な分析も出来ていない。
- 公権力を用いて収集された公的統計の情報の提供に際しては、要件に照らし十分に審査を行うことは当然だが、一方で提供される情報や期間が十分でないため調査票情報が十分に活用されていない。
- 現状把握のみならず、課題の発見と解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の地域、性別、年齢層、データ取得年月等を含むデータが必要である。一方で、個人情報も多く含まれることから、調査票情報の中から個人の特定につながるものを削除

(仮名化) し、また、特定の集団や地域に対する差別や偏見を助長すること避けるため、そのような恐れがある部分を削除したものを、明確な要件の下、活用できるよう措置すべきである。

- 必要に応じて関連規定を改定もしくは柔軟に運用し、公的統計の調査票情報の十分な活用を図ることが肝要。また、要件の明確化、柔軟な運用や手続の迅速化等による利用の促進は、各省庁による EBPMの推進に不可欠なデータの円滑な提供にも資する施策であり、早期の措置が求められる。

#### 【要望内容】

##### 公的統計の調査票情報へのアクセス向上

- 公的統計により得られた貴重なデータを最大限活用するため、『統計法』第32条、33条及び33条の2に定める統計調査に係る調査票情報の提供につき、手続の迅速化と利用期間やデータ提供が認められる範囲の拡大を要望。その際、セキュリティ上の懸念等に配慮し、政府側で生成AI等を活用したUIを整備し、そのUIを通じたデータへのアクセスを想定するもの。

根拠法令：統計法第32条、第33条及び第33条の2、統計法施行規則第8条から第11条、調査票情報の提供に関するガイドライン等

規制監督省庁：総務省

### 3.4 PIO-NET 苦情相談情報の民間活用促進

#### 【要望の理由・背景】

- PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）は、国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報の収集を行っているが、蓄積された詳細情報は消費生活相談員による相談処理の利用が中心となっている。
- 詳細情報のデータベースアクセスは中央官庁等では検索できるよう情報公開されていたり、司法関係者や消費者団体には情報提供されている。一方、一般社会や民間に対しては、調査分析された後、直近の社会問題として公表されているが、事例についてはトラブルの経過を簡単にまとめられた情報にとどまり、具体的な情報は記されていない。
- 最近の消費者トラブルにおいては、SNS投資詐欺など、インターネット上の広告・表示を悪用した問題が次々と増えているが、業界や事業者に対しては一般公表情報の提供までにとどまっている。その結果、事態改善を行なおうとしても、提供される情報は個別具体的な内容が足りないため、蓄積された苦情相談情報が十分に活用されていない。

- 消費者トラブルの実態把握、問題の特定化、解決に繋がる分析のためには、ある程度高い粒度の特定情報が必要である。一方で、個人情報や配慮すべき内容も多く含まれることから、苦情相談情報の中から個人の特定につながるものを削除（仮名化）し、また配慮が必要な部分を削除したものを、明確な要件の下、民間の業界団体等を通じて事業者が活用できるよう措置すべきである。

#### 【要望内容】

##### PIO-NET 苦情相談情報の民間活用促進

- 官民連携して貴重な苦情相談情報を最大限活用するため、インターネット上の表示・広告が悪用された消費者トラブル情報について、一定の条件を満たした業界団体と事業者に対しては、法令上守秘義務を課した上で、苦情相談情報の詳細の提供を可能としてほしい。その際、セキュリティ上の懸念等に配慮し、政府側で生成AI等を活用したUIを整備し、そのUIを通じたデータへのアクセスを想定するもの。

根拠法令：消費者安全法

[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/17120090605050.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/17120090605050.htm)

第三章 消費生活相談等の事務により、消費者相談や国民生活センター、消費生活センターの設置について

規制監督省庁：消費者庁、国民生活センター、消費生活センター

### 3.5 非対面取引における本人確認の円滑化

#### 【要望の理由・背景】

- 犯罪収益移転防止法に基づく本人確認は、古物営業法が定める本人確認の要件をすべて満たしていることに加え、犯罪収益移転防止法で認められている身元確認書類は、公的機関により発行され、かつ、被証明者のみに交付されるものに限定されるなど厳格なものとなっている。このため、犯罪収益移転防止法上の本人確認が実施済みである場合においては、同一事業者又はグループ企業内において古物営業法上の本人確認を要する場合であっても、既に必要な本人確認は実施済みと考えることは可能であると思われる。
- この点、ユーザー視点・国民視点で考えた場合においても、一貫したサービスの中で同じような本人確認が重ねて行われることに違和感を持つことも十分に想定される。

#### 【要望内容】

##### 非対面取引における本人確認の円滑化

- 事業者が犯罪収益移転防止法に基づく非対面取引における本人確認を実施済みである場合、同一事業者又はグループ企業内において、古物営業法など他の法令上求められる本人確認を重ねて行うことを不要とすること

根拠法令： 古物営業法、犯罪収益移転防止法

規制監督省庁： 警察庁等

### 3.6 PS マークに関する情報の一元化

#### 【要望の理由・背景】

- EC市場の拡大に伴い、PSマークの有無や真偽を確認しづらい環境となっている。特にモバイルバッテリーなど、発火・事故リスクが高い製品で無認証品が流通し、社会的課題となっている。
- 現状、PSマーク関連情報（商品画像・型式・届出情報）は省庁・事業者に分散しており、ECモールや小売は正規品が迅速に判別できない。各ステークホルダーが商品の安全確認がしづらいことによって、偽造品・粗悪品の流通、詐欺的販売の温床となっている。

#### 【要望内容】

##### PSマークに関する情報の一元化

- 各種PSマークをユニーク化するとともに、PSマークの付された商品について、商品画像・製造者・商品コードを国で一元管理することにより、事業者が当該情報にアクセスし、確認できる形の情報基盤を整備する。このことで、ECモール上で各商品の安全性を可視化でき、偽造品・粗悪品の流通を抑止し、それらを流通させている悪徳事業者を減らすことにつながることを期待できる。

根拠法令： 電気用品安全法、特定商取引法

規制監督省庁： 経産省、消費者庁等

## 4 セキュリティ強化

### ■ ISMAP 制度の見直しに関する政策要望

#### 【要望骨子】

- ISMAP管理策の運用の明確化

- BYOK要件に関しては、改めて目的の明記と代替策を例示
- ISMAP制度／ISMAP-LIUの活用
  - 「業務影響度評価」をやめ、SaaSを提供する企業に沿う制度改善を実施
- 「ISMAP-Ready制度」の創設
  - ISMAPの正式登録を目指す事業者を可視化し、各省庁や自治体の調達における選択肢を広げるため、「ISMAP-Ready 登録制度（仮称）」を創設
- 「ISMAP Fast Track 制度」の創設
  - ISO/IEC 27017 を取得しているサービスについて、認証の取得を証明したサービスについて、ISAMP-LIU 暫定ステータス リストに掲載 等
- 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望
  - 初期登録並びに更新に必要な監査費用の軽減、ISMAP適用対象範囲の明確化 等

#### 4.1 ISMAP 管理策の運用の明確化

##### 【要望の理由・背景】

- ISMAP管理基準8.1.2.7PB、10.1.2.20PB、いわゆるBYOK要件に関し、技術的な採用は可能であるが、目的によっては代替策でも対応可能と考えられる。リスクを分類して提示いただきたい。
- BYOK要件に関し、物理ハードディスクからの情報漏洩をリスクとする場合、例えばAWS上に構築されたSaaSに当該機能を求めるのは過剰と考えられる。
- 現状において、SaaSにおけるBYOKのサービスは、ほぼ外資系の企業のみがサービスを提供できる状況ではないか。米国FedRAMPの調達要件ともなっていないところ、国内SaaS企業に対するISMAP認証への参入障壁となっており、将来的な経済安全保障上の懸念がある。どのような背景から、当該管理基準が導入されたかといった根拠もなく、大局からの情報セキュリティを考えた場合、BYOKを必須とするのは時期尚早ではないか。

##### 【要望内容】

- BYOK要件に関しては、改めて目的の明記と代替策を例示いただきたい。内部不正対策目的については、以下の FAQ記載の通り認識しており、現状においては、改めて必須要件でなく、利用者の要求に応じて実装する機能であることを明記運用いただきたい。

##### ▼ISMAP FAQ リンク(KB0010098)

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sys\\_kb\\_id=1a823d4](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sys_kb_id=1a823d4)

72ba4b650f0bbfd69fe91bfb8&spa=1

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NCO、経済産業省、総務省

## 4.2 ISMAP 制度／ISMAP-LIU の活用

### 【要望の理由・背景】

- ISMAP-LIUの採用判断が利用者に委ねられている。行政機関が豊富なエンジニアやシステム専門家を抱えているのであれば別だが、現状、システム利用が、Low-Impact であるかどうかを利用者側に委ねることは、ないものねだりに過ぎないのではないかと。
- 認定プロセスにおいて利用者側に求めるべき「業務影響度評価」をCSPが実質的に行うことは適切ではない。管理策の官庁対象を複数年に分散させることで監査費用の負担を減らす制度だが、代わりに内部監査報告書を保管しておく必要があるため、CSPの負担は変わらない。
- Low-Impactであるという評価を特定政府機関に出してもらわない限り、監査手続きに入れないため、事実上リスク評価の説明をCSP自前で用意する必要がある。
- 評価を出した特定機関がサービスの使用をやめた場合、改めて別の機関に評価をしてもらわなければLIUのリストから外されてしまう。
- LIUを取ることで入札要件として有利になる案件がないため、投資するならISMAPにするしかないが、ISMAP取得には高額で環境を整えなければならないため中小規模事業者では最初からあきらめてしまう。スタートアップやベンチャー企業のみならず、中小規模事業者への参入障壁となっている。
- ISMAPも同様だが費用対効果がはっきりせず、その中でもISMAP-LIUの優位性もはっきりしないために登録がいまだに2件（2025年9月1日時点）となっている。

### 【要望内容】

- ISMAP-LIU の「業務影響度評価」をやめ、 SaaS を提供する企業に沿う制度改善を実施いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：デジタル庁、NCO、経済産業省、総務省

## 4.3 「ISMAP-Ready 制度」の創設

### 【要望の理由・背景】

- 政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ基準であるISMAPは、その認定プロセスは多数の管理策への対応や厳格な監査が求められるため、非常に複雑で、多額の費用と長い時間（1年以上）を要します。

- この「高すぎる壁」は、特に豊富な資金や人員を持たない国内のスタートアップや中堅・中小のSaaS事業者にとって、政府調達市場への参入を著しく困難にしています。結果として、政府が利用できるクラウドサービスの選択肢が限定され、イノベティブで優れた国産サービスの導入が進まず、政府のDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の足かせにもなっています。
- そこで、正式なISMAP登録に至る前段階の事業者も評価し、活用可能にするための、より柔軟な枠組みが必要です。

#### 【要望内容】

- ISMAPの正式登録を目指す事業者を可視化し、各省庁や自治体の調達における選択肢を広げるため、「ISMAP-Ready 登録制度（仮称）」を創設する。これは本格的な登録準備に着手したクラウドサービス事業者がISMAP登録へ向けた具体的なアクションを開始したことを公的に示す、いわば「ISMAP申請中」のような位置づけとする。
- リストの公開：
  - デジタル庁のウェブサイト等で「ISMAP-Ready事業者リスト」を公開する。各省庁や自治体は、このリストを参考にすることで、将来的にISMAP登録が見込まれる有望なサービスを早期に把握し、PoC（概念実証）や小規模な導入検討の対象とすることができる。

#### 根拠法令/関連予算/関連税制：

- 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、デジタル社会形成基本法、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
- 関連予算：デジタル庁関連予算

#### 規制監督省庁/関連省庁：

- デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、情報処理推進機構(IPA)

### 4.4 「ISMAP Fast Track 制度」の創設

#### 【要望の理由・背景】

- インパクトの低い情報を扱うクラウドサービスを登録する趣旨で創設された ISMAP-LIU ですが、2025年10月現在で登録されているサービスが 2つと、活用されている状況とは言えません。
- テキサス州の州政府機関が利用するクラウドサービスを登録する制度 TX-RAMP に、他の認証・監査制度を利用し、早期に、無償で登録をする制度があるので、そちらを参考に

した制度を ISMAP-LIU に取り込むことで、活用が促進すると考えています。

#### 【要望内容】

- ISMAP-LIU にFast Trackのような制度を取り込んでいただきたい。  
以下、Fast Track の概要を示します。
  - ISO/IEC 27017 を取得しているサービスについて、認証の取得を証明したサービスについて、期間を18ヶ月とする暫定ステータスを付与し、ISAMP-LIU 暫定ステータス リストに掲載します。
  - 政府機関は、暫定ステータスを取得したクラウドサービスからの調達を可能とします。
  - 暫定ステータスは、18ヶ月の期間の間に、IPA によるセキュリティ対策に関する質問に答え、不足するセキュリティ対策があれば、対応を実施し、暫定ステータスから本登録に移行します。
  
- 参考
  - TX-RAMP FAQ  
<https://dir.texas.gov/information-security/texas-risk-and-authorization-management-program-tx-ramp/tx-ramp-frequently>
  
- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、デジタル社会形成基本法、政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針
  - 関連予算：経済産業省関連予算
  
- 規制監督省庁/関連省庁：
  - デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、情報処理推進機構(IPA)

#### 4.5 政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に関する改善要望

##### 【要望の理由・背景】

2020年よりISMAPの運用が開始された。担当省庁はISMAPの改善に向けて尽力されているが、しかし、制度を利用する事業者（クラウドサービス提供者・SaaS企業等）の視点からは、依然として参入障壁と運用上の課題が多く、制度の普及・市場活性化を妨げている状況にある。主要な課題である下記3点について、引き続き、具体的な時間軸ならびに数値目標を設定して改善をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用が大きな参入障壁

2. ISMAPの対象となる政府組織が不明確
3. 民間企業が投資判断に必要な情報が不足

#### 【要望内容】

政府の目指すクラウド・バイ・デフォルト早期実現のため、本制度は大変重要であると認識。以下3点の検討をお願いしたい。

1. 初期登録並びに更新に必要な監査費用の軽減：監査項目の重複排除と費用負担軽減
  - ISO/IEC27001、SOC2、FedRAMP等、既存認証にて監査済み項目の免除もしくは簡略化
  - 初回登録・更新に係る監査費用および作業負担の削減（例：削減目標50%）
  - 監査頻度の見直し（例：毎年 → 2年ごと選択制）
  - 中小事業者支援のための補助制度または費用上限設定の検討
2. ISMAP適用対象範囲の明確化
  - ISMAP義務化対象の組織範囲を明示（中央省庁、独法、自治体、重要インフラ事業者等）
  - サプライチェーンを視野に入れたレベル別評価制度（中小向けライト枠）の検討
3. 投資判断に必要な情報の公開と制度運用の見える化

上記1、2に関連し、監査費用という大きな投資を必要とするにも関わらず、本制度によりカバーされる市場規模が不明確であり、費用対効果を測りかねて本制度への参加を躊躇するケースは多いと推察。政府が考える政府・民間におけるISMAPの適用範囲を明確にすることが必要と考える。

#### 【根拠法令】

ISMAPサイト

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010005&sys\\_kb\\_id=0d7c996d8369fa10aa68c6a8beaad312&spa=1](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010005&sys_kb_id=0d7c996d8369fa10aa68c6a8beaad312&spa=1)

#### 【関連省庁】

国家サイバー統括室、デジタル庁、経済産業省、総務省

## 4.6 中小企業共同製品セキュリティセンターの設立

#### 【要望の理由・背景】

- 多くの中小企業にとって、単独で専門知識を持つ人材を確保し、24時間365日体制が求められることもあるPSIRTを運営し続けることは現実的ではありません。リソースの限

られた企業が製品セキュリティを確保するためには、業界や地域で連携し、専門機能や情報を共有する協調的な仕組みが極めて有効です。

#### 【要望内容】

- 中小企業が共同でPSIRTの機能を運営する「中小企業共同製品セキュリティセンター（仮称）」の設立を国が支援する。
- 同センターが、加盟企業に代わって最新の脆弱性情報の収集・分析、対応方針の策定支援、インシデント発生時の初動対応支援などを代行・補完する機能を持つ。設立にあたり、国が初期投資や運営ノウハウの提供を行う。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、経済安全保障推進法
- 関連予算：経済産業省関連予算（業界団体等との連携によるサイバーセキュリティ基盤整備事業など）

規制監督省-庁/関連省庁：

- 経済産業省、情報処理推進機構(IPA)、関連業界団体

### 4.7 医療機関のサイバーセキュリティ対策を促進する専用助成制度や支援制度等の確立

#### 【要望の理由・背景】

- 医療機関が扱う電子カルテ等の情報は、国民の生命・健康に直結する極めて機微な情報であり、その保護は国家的な重要課題です。近年、医療機関を標的としたランサムウェア攻撃が国内外で多発しており、一度インシデントが発生すれば、診療停止といった形で地域医療の提供体制そのものを揺るがし、患者の生命に直接的な危険を及ぼします。
- 厚生労働省は「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」で遵守すべき対策を定めていますが、多くの医療機関、特に中小規模の病院や診療所は、ガイドラインが求める高度なセキュリティ機器の導入や専門人材の確保、24時間体制の監視サービス（SOC）の利用といった対策に投資する経営体力がありません。

#### 【要望内容】

- 短期的施策
  - ＜人材＞
  - ① 提言：医療IT人材の緊急配置補助

- 目的：中小病院への専門人材配置を迅速に支援
- 内容：500床以上病院（378施設）にIT技術者を配置、給与1/2を3年間補助（試算：年52億円）
- 効果：セキュリティ担当者の即戦力確保・ベンダー依存の解消

#### <設備>

- ② 提言：レガシーシステム保護標準ベースラインの策定
  - 目的：既存システムを低コストで安全に維持
  - 内容：OSS VPN・OSSファイアウォール活用指針の策定、免振DC補助制度、ベンダーへの脆弱性保守義務付け
  - 効果：VPN侵入経路の封鎖・ランサムウェア耐性の向上

#### <資金>

- ③ 提言：医療機関向けサイバーセキュリティ対策促進助成金の創設
  - 目的：セキュリティ投資の経済的障壁を除去
  - 内容：設備・ソフトウェア・人材育成に費用の2/3補助（病院規模別段階設定）。既存予算（年11～36億円）との補完・拡充
  - 効果：中小病院・診療所のセキュリティ対策底上げ

### ・ 中・長期的施策

#### <人材>

- ④ 提言：地域医療セキュリティ人材エコシステムの構築
  - 目的：地域全体のセキュリティ人材を持続的に育成・定着
  - 内容：大学病院等が教育・支援拠点となり医療CISO育成、都道府県ブロック単位で医療CERT（初動支援チーム）設置
  - 効果：専門職キャリアパスの制度化・地域のインシデント対応力向上

#### <設備>

- ⑤ 提言：医療ICTサプライチェーン信頼性基準と国産クラウド構築
  - 目的：安全な医療情報基盤を長期的に整備
  - 内容：基幹インフラ制度への医療分野追加（経済安保法改正）、ベンダー向けセキュリティ認定制度、国産医療クラウド基盤
  - 効果：サプライチェーン攻撃リスクの排除・デジタル主権の確保

#### <資金>

- ⑥ 提言：診療報酬・税制・法的義務化による持続的インセンティブ設計
  - 目的：財政支援を制度として恒久化
  - 内容：電子的診療情報連携体制整備加算の点数引き上げ、セキュリティ投

資への税制優遇、最低限基準の医療法等への明記

➤ 効果：診療報酬と法規制の両輪によるセキュリティ水準の制度的担保

- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、医療法
  - 関連予算：厚生労働省関連予算（地域医療介護総合確保基金等）、デジタル庁
- 関連省庁：
  - 厚生労働省、デジタル庁、経済産業省、国際サイバー統括室(NCO)

#### 4.8 IT 製品認証制度「JC-STAR」の対象カテゴリ拡充と認証取得支援の強化

##### 【要望の理由・背景】

- 政府のIT製品/サービスに対するセキュリティ認証制度であるJC-STARは、サプライチェーン全体のセキュリティを確保する上で重要な役割を担っています。しかし、現在の認証対象はIoT機器やソフトウェアが中心であり、多くの組織で情報資産の根幹を支えているNAS（Network Attached Storage）やサーバ、ネットワークスイッチといった基盤的なハードウェア製品が明確なカテゴリとして対象に含まれていません。
- これらの基盤製品は、組織内のあらゆる重要データが保存・経由する場所であり、サイバー攻撃の標的となった場合、その被害は甚大です。実際に国内外でNASの脆弱性を突いたランサムウェア被害が多発しています。

##### 【要望内容】

JC-STARの信頼性と実効性を高め、国内のITインフラ全体の安全性を向上させるため、以下を要望します。

- 認証対象カテゴリの拡充：
  - JC-STARの認証対象に「ネットワークインフラ機器」カテゴリ（仮称）を新設する。具体的な対象として、「NAS」「サーバ機器」「ネットワークスイッチ」など、組織のITシステムで基盤として利用されるハードウェア製品を明確に位置づける。
- 認証取得プロセスの支援：
  - 新設カテゴリ製品の認証取得にかかる脆弱性診断や評価・試験費用の一部を助成する制度を創設する。特に、リソースの限られる中小規模の国内メーカー向けに、IPA等が認証取得に関する技術的な相談窓口の設置や専門家派遣といった伴走支援を行う。

- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、経済安全保障推進法、情報処理の促進に関する法律
  - 関連予算：経済産業省関連予算、デジタル庁関連予算
- 規制監督省庁/関連省庁：
  - 経済産業省、情報処理推進機構(IPA)、デジタル庁、内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)

## ■ サイバーセキュリティ対策の強化に関する政策要望

### 【要望骨子】

- サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化
  - 上場企業のサイバーセキュリティ状況について、有価証券報告書での情報開示の義務化を要望する
- サイバーセキュリティのインシデント報告義務化
  - 上場企業のサイバーセキュリティのインシデント報告について、厳格な適時開示の義務化を要望する
- 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上
  - 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る 等

## 4.9 サイバーセキュリティ状況の有価証券報告書での開示義務化

### 【要望の理由・背景】

- 日本IT団体連盟では、日経500種平均の企業を対象に、各社のサイバーセキュリティの取組姿勢および情報開示に関する調査を実施してきた。上位100社では開示情報が増加している一方、昨今のDX化やサイバーセキュリティの重要性が増している状況にもかかわらず、他400社については情報開示が進んでいない。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、2023年12月15日から新たなサイバーセキュリティの開示規則の適用を開始した。他の国でも、ステークホルダー向けのサイバーリスク情報開示の制度化の検討が進んでいる。
- KADOKAWA、アサヒGHD、アスクル等の株価は、インシデント公表後に下落を続けた。このようにサイバーインシデントは、株主価値を低下させる結果をもたらす。サイバーリスクの影響を最小化するために、サイバーセキュリティの情報開示を進める必要がある。
- 情報開示が義務化されることで、株主保護が実現できるだけでなく、経営層の意識を

向上させることができ、日本企業全体のサイバーセキュリティ成熟度の向上が期待できる。

#### 【要望内容】

上場企業のサイバーセキュリティ状況について、有価証券報告書での情報開示の義務化を要望する。

- 具体的には、以下の項目をステークホルダーに開示をすることを想定。  
「ガバナンス体制（責任者のスキルと専門知識）」「守るべき情報資産」「リスク管理の取組み」「重大インシデント発生数」「教育・演習」「取引先・サプライチェーンリスク対応状況」

根拠法令：企業内容等の開示に関する内閣府令

規制監督省庁：金融庁

#### 4.10 サイバーセキュリティのインシデント報告義務化

##### 【要望の理由・背景】

- 現在、個人情報漏洩インシデントに関わる情報公開は迅速化しているが、その他のランサムウェア感染等のサイバー攻撃に関するインシデントについては未だに隠される・公表が遅れる傾向がある。また、サイバーセキュリティ対策への投資に積極的な企業が増えて一方で、対策を不要なコストと認識する経営者も少なくない。これに加え、企業間での透明性の不足が国内外の競争力低下、株主価値の低下につながるリスクがある。
- 米国証券取引委員会（SEC）は、2023年12月15日から新たなサイバーセキュリティの開示規則の適用を開始した。この規則では、重大インシデントはSECに4日以内に報告することが義務付けられている。

##### 【要望内容】

上場企業のサイバーセキュリティのインシデント報告について、厳格な適時開示の義務化を要望する。

- 適時開示の対象に「サイバー攻撃の発生」を追加し、迅速な対応と情報共有を義務化することで、同様の攻撃が他社に波及するリスクを軽減する。
- 適時開示の提出期限は、米国SECにならひ、「重大インシデントは4日以内の適時開示」とする。
- 適時開示の内容には、被害内容、業務影響、対策・対応状況、財務的影響の記載を求める。

根拠法令：企業内容等の開示に関する内閣府令

規制監督省庁：金融庁

#### 4.11 経済安全保障に資するサイバーセキュリティ自給率の向上

##### 【要望の理由・背景】

- ・ 従前よりIT団体連盟として、サイバーセキュリティ自給率の向上を提言してきた中、昨年、経済産業省において、「サイバーセキュリティ産業振興戦略」が策定された。そこで、提言内容を見直し、業界団体としてより注力いただきたい項目に厳選して要望を行う。

##### 【要望内容】

1. 国産のセキュリティ製品、サービス、インフラへ依存度を計測する国産化率の指標（サイバー自給率）を整備するとともに、目標値を設定し海外への依存度の軽減を図る。
2. 政府機関における、国産セキュリティ対策製品・サービス採用促進。
3. 海外マーケットにおける、日本製セキュリティ対策製品・サービス販売促進。

関連省庁：経済産業省(サイバーセキュリティ課)、国家サイバー統括室

#### 4.12 政府機関セキュリティ情報共有及び公開

##### 【要望の理由・背景】

サイバーセキュリティ対策は継続的に実施する必要がある、さらに脅威の変化に伴い対策の変化が要求される。政府機関においては対策のボトムラインを規定した統一基準の改定などにより対策のアップデートを強制的に要求することもあるが、民間企業は重要インフラと一部の業界を除きそのようなエンフォースメントが働かない。

これを解決するため、政府機関は全省庁におけるセキュリティ課題やその解決策、インシデント事例を共有し、年次報告として公開することを通じて、省庁間の壁を越えた情報の共有、サイバーセキュリティ政策実現の環境の構築が実施しやすくなる。

また政府主導にて各種ISACやJ-CSIPなどに集まるインシデント事例を定期的に収集し、民間に広く公開することで上記年次報告書公開と相まって多くの企業・団体に対するサイバーセキュリティ啓発となるのではないか。

##### 【要望内容】

1. 全省庁を網羅したサイバーセキュリティの年次報告書を発行していただきたい。
2. 政府主導で民間のインシデント事例を収集し公開していただきたい。

関連省庁：国家サイバー統括室、全省庁

#### 4.13 サイバー防火管理者制度

##### 【要望の理由・背景】

昨今のサイバー攻撃を見ると、重要インフラや経済安全保障に関する情報を保持する企業だけでなく、そのサプライチェーンに当たる中小企業や関係する諸団体までもがサイバー攻撃の対象となり、少なくない被害を被っている。しかし、中小企業や業界団体等の比較的規模が小さくセキュリティに割けるリソースが少ないところでは、十分な防御態勢をとるどころか、十分なセキュリティ関連の情報を得ることもままならない。

##### 【要望内容】

現在企業に課されている防火管理制度に倣った「サイバー防火管理制度（仮称）」を中小企業に対し実施することを要望する。

各企業から選出された担当者は数時間から半日程度のe-learningを受講し、最低限のセキュリティ知識を学び、企業のサイバー防火管理者資格を得る。サイバー防火管理者は当該制度の事務局機能を持つ省庁あるいは外郭団体等に企業名・氏名・メールアドレスを登録し、双方向に連絡をとれる体制を敷く。これにより、事務局からはセキュリティに関する情報提供、企業側からはセキュリティ被害に関する情報等を相互に交換し、日本の産業全体のセキュリティ機能を向上させることができる。また、セキュリティ被害の実態把握を現状より正確に行うことができ、今後の政策立案への情報ソースとすることも可能になる。

関連省庁：経済産業省

参考法令：消防法第八条、消防法施行令、消防法施行規則

#### 4.14 OTセキュリティの強化及び産業育成

##### 【要望の理由・背景】

日本のOT（Operational Technology）分野では、国内メーカーが競争力を持ち、SOC（セキュリティオペレーションセンター）サービスなど自社で運用・監視を行う例がある。しかし、通信可視化や分析ツールはイスラエル製に代表される海外製品への依存が高い。また、業種や装置の多様性から、OT分野全体での標準化は困難とされるが、日本はこの分野で優位性を持つ可能性がある。

監視手法の標準化を推進し、日本企業が連携することでOTセキュリティで主導的な地位を確立できる可能性が指摘されている。ただし、企業間連携の実現には課題があり、国の指導が求められている。

## 【要望内容】

### 1. 国産ソリューションの開発促進

- 研究開発支援：国主導でOT分野の国産通信可視化・分析ツールの研究開発を支援する補助金や税制優遇措置を実施。
- 共同研究センターの設立：大学や研究機関、国内メーカーを連携させた専門研究センターを設立し、国産ツール開発を加速する。
- 市場投入支援：開発された国産ツールを国内外市場に展開するためのプロモーションや規制緩和を行う。

### 2. OTセキュリティの標準化推進

- 標準化ガイドライン策定：OTセキュリティにおける監視手法の標準化を目指し、政府主導で業界共通のガイドラインを策定する。これにより相互運用性を高め、国際競争力を強化する。
- 国際標準化への参加：日本が国際的な標準化団体に積極的に関与し、日本発の基準を国際標準として採用するための外交活動を強化する。

### 3. 産学連携と企業間連携の強化

- 協力体制の構築：国内企業間の連携を促進するため、政府が仲介役を担い、企業の閉鎖性を改善する枠組みを構築する。
- 実践教育の拡充：大学と企業が連携し、OTセキュリティに特化した実践的教育プログラムを整備。特に、ハンズオン形式の研修やインターンシップ制度の充実を図る。

### 4. 国際競争力の向上

- 輸出支援策の強化：国産OTセキュリティ製品の輸出を促進するため、政府がマーケティング支援や輸出規制の緩和を実施する。
- 国際協力体制の強化：他国との共同研究や技術交流を推進し、日本のOT分野が国際的にリードする立場を確立する。

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

## 4.15 OTセキュリティの知見活用による産業基盤の強靱化と官民連携の推進に関する提言

### 【要望の理由・背景】

製造・エネルギー・交通・建設など各業界では、経済産業省「工場システムにおけるサイバー・フィジカル・セキュリティ対策ガイドライン」をはじめ、関係省庁が発行する各業界別ガイドラ

インが整備されています。しかし、事業者においては本来のOTセキュリティ対策の目的、考え方、範囲、進め方といった基礎的要素が十分に定着しておらず、リスクに応じた対策判断が難しい状況が続いています。結果として、工場DX・サプライチェーン強靱化・経済安全保障上の重要設備の保護という国家的課題と、民間企業の実装レベルの間にギャップが生じています。また、昨今のインシデント増加により、製造業のビジネス目標である安全（S）、環境（E）、品質（Q）、コスト（C）、納期（D）を阻害する事業被害が拡大し、結果として政策全体の推進にも影響を与えます。JNSA OTセキュリティWGは参加メンバー・企業の知見を活用し、①拠点単位の事業リスクベースの評価の仕組み、②各業界団体・工業会との連携によるガイドライン整備、活用支援、③日系ASEAN企業への現状把握・対策優先度付け支援などの活動を通じ、OTセキュリティの文化醸成と市場成熟の基盤づくりを進めてきました。今後は、JNSAの専門知識を政策施策と連動させることで、「政策の持続性」「産業界の底上げ」「企業の価値向上」「個人の専門性向上」が相互に作用し、文化醸成・市場成熟・政策効果の向上が一体的に進む構造を形成することが重要と考えています。

#### 【要望内容】

##### 1. 人材育成・省庁向け人的支援の制度構築

- JNSAが蓄積してきた知見を活かし、製造業をはじめとするOT特有の目的・考え方・リスク認識を体系的に学べる基礎研修を、省庁および業界団体に継続的に提供できる仕組みの構築を 要望する。これにより、行政内の知識継承を補完し、OTセキュリティの本質的リスクについて、事業者への対策標準化と継続性向上に寄与する。

##### 2. サプライチェーン評価・アワード活用への政策連携

- JNSAが整理してきた「拠点単位のOT特有のリスクの低減に基づく対策評価」の知見とそのアワード制度を、サプライチェーンリスク評価を始めとする各政策へ連携し、補助金・認定制度等の参考指標として活用できるよう整合を検討いただき。関連省庁へ人的・制度的支援を要望する。

##### 3. 業界団体連携とガイドライン普及

- 工場セキュリティガイドラインの策定・整理・普及に取り組んできた実績を踏まえ、各業界団体に対し、OTセキュリティの必要性やガイドライン整備の方向性を省庁が主導的に啓発する際に、JNSAが技術ノウハウを提供し、支援する座組の構築を要望する。これにより、業界別ガイドラインの理解促進と横断的な対策推進を実現する。

##### 4. 日系ASEAN企業向けOTセキュリティ支援

- ASEANには多くの日系製造拠点が集中し、日本のサプライチェーン上の脆弱要因

となり得る。現状診断・対策優先度付け支援を実施することで、政府は国際的な供給網強靱化を推進でき、JNSAは知見を還元し、企業・個人には実務力向上と新たな機会が創出される。政府には渡航・調査支援枠の整備を要望する。

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

#### 4.16 業界団体を通じたサプライチェーンセキュリティ強化推進の提言

##### 【要望の理由・背景】

サプライチェーンを狙ったサイバー攻撃が近年深刻化している。社会経済活動の維持にとって、業界全体、ひいては国全体のサイバーレジリエンス確保が喫緊の課題である。

現在、自工会や部工会といった一部の大規模業界団体では、セキュリティWGやタスクフォースが設置され、対策が進められている。しかし、自工会・部工会に属さないサプライチェーンについては、推進が不十分である。とくに、自力での対策が困難な中小企業（SME）を多く抱える業界にとっては、SMEの存在がサプライチェーンの「脆弱な環」となるリスクを抱える。

##### 【要望内容】

経済産業省にて構築中の「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度」を、広く各業界のサプライチェーンに浸透させるため、各業界団体の協力を得て窓口を設置してもらい、国全体への浸透をはかるべきである。サプライチェーンのセキュリティ対策に関する課題は、どの業界も共通点が多いと考えられるため、経済産業省の管轄を超える業界においても活用が望ましいと考える。また、このような取り組みを先行して行っている業界団体として、自工会・部工会があるが、本制度は自工会・部工会のサイバーセキュリティガイドラインとも整合性がとられており、国全体のサプライチェーンのセキュリティ対策のスタンダードとして活用できると考えられる。

上記の課題認識に基づき、政府の国家サイバーセキュリティセンター（NCO）および各産業を監督する官庁に対し、以下の施策を連携して実施すべきである。

- 窓口設置促進と義務化の検討：
  - 全ての主要な業界団体に対し、窓口の設置および情報展開を強く促すこと。
  - その設置状況および情報展開状況を定期的に監督すること。
  - 重要インフラや国民生活に直結する産業においては、設置の義務付けも検討すべきである。
- 情報共有体制の構築支援：
  - 設置された各業界団体の窓口に対し、NCOや監督官庁から最新の脅威情報やベストプラクティスを定期的に提供する体制を構築すべきである。これにより、業界

団体をハブとし、その構成員であるSMEを含む全企業へ効率的に情報が伝達されるメカニズムを確立する。

関連省庁：国家サイバー統括室、全省庁

#### 4.17 インシデント発生時における直接の被害組織と、委託元・供給先等サプライチェーン構成企業との間で生じる賠償問題を予見可能かつ公平に解決するための仕組みの構築

##### 【要望の理由・背景】

近年、ランサムウェア攻撃等のサイバーインシデントは、単一企業への被害に留まらず、委託元（親会社、自治体、医療機関など）や供給先（得意先、共同利用者、取引先）を含むサプライチェーン全体に影響が波及し、事故対応費用や逸失利益が発生するケースが急増している。結果として、被害の直接原因となった組織と、影響を受けた関連企業との間で、法人間の損害賠償請求や求償問題に発展する事例が少なくない。

しかし、現状の個々の訴訟・和解における判断においては、過失の有無（委託先の脆弱性放置や委託元の監督義務不履行など）に関する評価基準、損害の範囲（調査費用、復旧費、逸失利益など）の認定、および「不可抗力」「ゼロデイ」等の扱いについて、統一的な基準が存在していない。このため、事業者は、どこまで自身で対策すべきか、取引先の責任範囲はどこからか、インシデント発生後にどこまで賠償責任を負う可能性があるのかについての予見可能性が極めて低いという、法的安定性の欠如が顕著となっている。

##### 【要望内容】

サプライチェーンにおけるサイバーインシデント発生時の法的安定性を確立し、産業全体の萎縮を防ぐため、国による法的整備、標準契約書、およびガイドラインの策定を通じた責任範囲の明確化を強く要望する。具体的には、以下の方向性で枠組みを検討・確立すべきである。

- 「サイバー攻撃責任分担条項」などの標準契約書・ガイドラインの策定：
  - 法改正を待たず、ベンダー・委託元双方が参照できる標準的な契約書またはガイドラインを早急に策定する。これには、不可抗力条項との関係整理、ゼロデイ攻撃や国家支援型攻撃の取扱い、事故対応費用の負担区分、情報提供義務（ログ保全、調査協力）、および損害賠償の予定（賠償限度額）を明確に盛り込み、ITベンダーの訴訟リスクを低減し、サプライチェーン全体の安定化に資する。
- 責任モデルに関する法的整備の検討：
  - 責任限定モデル（失火法類似の仕組み）として、重大なインシデントに関する賠

償責任を故意・重過失に限定する枠組みを検討し、過度な損害請求による産業全体の萎縮を回避する。

- または、責任強化モデルとして、サプライチェーンの弱点となった事業者が基本的なセキュリティ水準を意図的に無視した場合などに、過失推定や責任範囲拡大を認める法整備を選択肢として検討する。

根拠法令：民法415条、709条、715条、719条、個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法

関連省庁：国家サイバー統括室、経済産業省他

#### 4.18 国外(英・豪・米等)の動向を踏まえた、ランサムウェア身代金支払に関する国内法規制および指針整備の検討

【要望の理由・背景】

ランサムウェア攻撃は、企業、自治体、医療機関など、社会基盤を支える幅広い組織において、長期的な業務停止や機密情報漏えい、サプライチェーンへの深刻な障害を引き起こし、国内外で問題が深刻化している。特に、身代金が支払われることで、攻撃グループの資金源となり、結果的にさらなる攻撃を助長するという国際的な「悪循環」を生み出している。

世界では既に、以下のような明確な規制・届出義務・保険による支払い禁止などの枠組みが整備または検討されている。

- 英国（2023-2024）：
  - 国家犯罪庁（NCA）が「法的には禁止されていないが、支払いは強く非推奨」と表明し、政府は身代金支払いの禁止や保険による支払い不許可を政策オプションとして公的に検討している。
- オーストラリア（2023）：
  - 政府は身代金支払の禁止を検討対象とすることを公式発表し、重大インシデントの強制報告制度を導入することで、表に出ない“秘密裏の支払い”の抑止を狙っている。
- 米国（2021-2024）：
  - OFAC（米財務省外国資産管理局）が制裁対象者へ身代金を支払った場合は違法と明確化し、CISA（サイバーセキュリティ・インフラセキュリティ庁）が「身代金支払いは二重恐喝を助長する」として支払い回避を国家方針化している。また、州レベルで公的機関の身代金支払いを禁止する法案が複数可決・施行されている。

一方、日本国内では、身代金支払い自体に対する明確な禁止規定や、支払い有無を把

握するための届出義務がなく、政府の統一見解も整備されていない。この状況は、攻撃を受けた企業・団体が、「支払うべきか、支払ってはいけないのか、支払った場合の法的リスクは何か」について判断する予見可能性を極めて低くし、対応の遅れや迷いを生じさせている。国際的な動向からみて、この「規制の空白」を解消し、国家としての統一的な方針を示すことが急務となっている。

#### 【要望内容】

日本においても、国際動向を踏まえてランサムウェア対策を戦略的に強化するため、以下に例示する法整備および指針策定の検討を強く提言する。

- 身代金支払いの禁止／制限（英国・豪州型、米制裁対象者型）
  - 公的機関（自治体・医療機関等）については、全面的な支払い禁止を検討すべきである。民間企業についても、制裁対象（OFAC・国連制裁対象）への支払いは明確に違法化すべきである。攻撃者の属性によっては支払いを行政罰、届出制とする。“例外”を認める場合は、重大リスク（生命・医療等）、公安に影響するケース、政府機関の承認・連絡協議など、明確な条件付きとすることが必要である。
- 身代金支払いに関する報告義務（豪州型）
  - 重大インシデントについては、身代金要求の有無、支払いの有無、支払い先情報を国へ届出させる制度を導入すべきである（匿名統計化）。秘密裏に行われる「市場外取引」を可視化し、政策判断に資する。
- 指針・ガイドラインの整備（法改正と独立・補完関係）
  - 身代金支払いに関する政府統一ガイドラインを策定し、非推奨（原則禁止）とすべきである。

根拠法令：資金決済法・犯罪収益移転防止法、外為法、個人情報保護法、サイバーセキュリティ基本法

関連省庁：国家サイバー統括室、警察庁、外務省、経済産業省、総務省、個人情報保護委員会

#### 4.19 IT 導入補助金「セキュリティ対策推進枠」の制度の見直し

##### 【要望の理由・背景】

- 近年、サイバー攻撃による被害が急増しており、大手企業のみならず中小企業にも被害が拡大しています。これにより、事業継続が困難となるケースも増え、地域経済や雇用の維持に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

- 中小企業がサイバーセキュリティ対策を講じるための支援策として、IT導入補助金の「セキュリティ対策推進枠」が設けられています。しかし、現状では「サイバーセキュリティお助け隊サービス」に登録されたネットワーク監視や端末監視などのソリューションのみが対象となっており、中小企業にとっては過剰な投資となる場合もあり、また、システムへの過信から本来必要とされるサイバーセキュリティ対策が十分に実施されていない実態があります。
- サイバーセキュリティ対策には、組織的対策・人的対策・技術的対策・物理的対策・運用的対策など多岐にわたる取り組みが必要です。経済産業省で検討されている「セキュリティ対策評価制度（2026年10月施行予定）」の中間報告でも技術的対策だけでなく、組織的な管理態勢の強化が求められています。

#### 【要望内容】

- IT導入補助金「セキュリティ対策推進枠」の制度の見直し  
本制度の補助対象費用を技術的対策（ITツールの導入）だけでなく、以下の対策費用も対象とする。
  - 組織的対策：セキュリティポリシー策定、サイバーBCP策定、模擬訓練の実施 等
  - 人的対策：eラーニング、標的型攻撃メール訓練の実施 等
  - 物理的対策：入退室管理、監視カメラ、施錠/盗難防止対策、機器/媒体管理等
  - 運用的対策：バックアップ・システム運用・ヘルプデスクの委託 等

根拠法令/関連予算/関連税制： IT導入補助金(セキュリティ対策推進枠)

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省

#### 4.20 政府調達ソフトウェアの第三者検証

##### 【要望の理由・背景】

私たちの生活を支える社会基盤(インフラ、医療、物流など)は各種システムに加え、生成AIによって制御されるIoTやロボットも中核を担い、画期的な効率化とサービス向上を実現している。革新的な技術を最大限に享受するためには、その信頼性の確保が絶対条件となる。しかし、生成AIの特性上、従来システムとは異なり、予期せぬハルシネーション(誤った出力)や、学習データの偏りによる差別的な判断、そして環境変化に伴う未知の誤動作のリスクが常に存在する。

開発ベンダー内での検証だけでは、無意識のバイアスや網羅性の不足から、これらの深刻なリスクを見落とす可能性を否定できない。

### 【要望内容】

上記の背景から、独立した第三者による検証が不可欠である。第三者検証は、開発者のバイアスから解放された客観的かつ公平な視点を提供できる。単なる品質チェックに留まらず、社会に対する信頼性と説明責任を担保するための、必須のプロセスと考えている。IVIAが積極的に推進している、2022年にスタートしたソフトウェアJIS規格は、ISO25051をフレームワークとしたSQaREの品質特性で利用時品質を評価し、JIS認証される規格である。政府及び自治体が調達するソフトウェアは、調達条件にJIS認証の取得、または専門的知見を有する第三者による認証相当の試験が行われていることを要項として盛り込んでいただきたい。

根拠法令/関連予算/関連税制：産業化標準化法(電磁的記録に関するJIS X25051に関する認証)

規制監督省庁/関連省庁：経済産業省、デジタル庁

## 5 デジタル人材の教育・育成

### ■ リテラシー向上に関する政策要望

#### 【要望骨子】

- 国民全体のITリテラシーの向上
  - 情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、インクルーシブな成人学習制度を整備する。企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。関係省庁が連携し、統一的な教育施策を推進する
- 自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策
  - 一般行政職員の研修受講を加速させる施策（R8年以降の継続・拡大要望）。研修やEラーニング実施にかかる予算面での支援、および、全職員を対象とした育成の制度化（予算化および人材育成指標などの公開 など）等
- DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得
  - DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきである

### 5.1 国民全体の IT リテラシーの向上

#### 【要望の理由・背景】

デジタル技術の進展に伴い、情報技術の恩恵を享受するためには、すべての国民が体系的なITリテラシーを身に付けることが不可欠である。しかし、現行の初等中等教育で情報を学ぶ世代を除けば、子育て、出産、老後などの様々なライフステージにおいて情報技術を学ぶ機会が存在しないことが課題となっている。成人学習者に対するアクセスを拡大する必要がある。

リテラシーの不足した個人は、デジタル社会から取り残されるリスクがあり、偽情報や誤情報に惑わされたり、フィッシングやマルウェアの被害に遭う可能性が高まる。さらに、社会人のデジタルスキルが不十分だと、産業構造の変化に対応したビジネスイノベーションの推進が困難になり、生産性や国際競争力に悪影響を及ぼす。

#### 【要望内容】

- 生涯学習の推進：情報技術を生涯学習の対象として位置づけ、学校教育に限らず、あらゆる場で柔軟でインクルーシブな成人学習制度を整備する。
- 教育機会の提供：企業や大学が教材や講座を開発し、誰もが情報技術を学べるようにする。地域住民と大学が協力し、ワークショップ形式で情報技術を学ぶ機会を創出する。
- 官庁横断の教育連携：ITスキル向上のため、関係省庁（総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など）が連携し、ITリテラシー向上に資する様々な概念（デジタルシティズンシップ、デジタルスキル等）を包括する統一的な教育施策を推進する。省庁間の齟齬や重複を防ぎ、横断型の施策を実施することで、効果的なIT教育を実現する。

根拠法令：デジタル社会形成基本法 所管省庁：総務省、経済産業省、文部科学省、デジタル庁など

カテゴリ：社会人全般のDXリテラシー

対象：社会人、生活者など国民すべて

対象領域：初中等、大学、企業、自治体など

## 5.2 自治体 DX 推進に係る一般行政職員のリテラシー底上げ・浸透施策

#### 【要望の理由・背景】

総務省が定める「人材育成・確保基本方針策定指針」の「デジタル人材の育成・確保に関する留意点」にある通り、全庁的な組織変革やDXの取組が円滑に推進されるようデジタル人材の育成・確保を進める必要がある中、「高度専門人材」「DX推進リーダー」に対する手当は進む一方、利用者にあたる「一般行政職員」に対する手当は十分でなく、また現行業

務の忙しさから、現場での変革が思うように進んでいない。

#### 【要望内容】

DXの推進の障壁にもなりうる「一般行政職員」を対象としたリテラシー底上げのための施策強化

1. 一般行政職員の研修受講を加速させる施策（R8年以降の継続・拡大要望）
  - 研修やEラーニング実施にかかる予算面での支援、および、一般行政職員を対象とした育成の制度化（予算化および人材育成指標などの公開 など）
2. 一般行政職員の研修受講に伴う研修時間の確保支援
  - 業務時間内で一般行政職員が研修を受講できるよう、時間の確保に向けた働きかけと予算支援

関連予算：地方財政措置 地方公共団体のデジタル人材の育成（総務省）

規制監督省庁：総務省

### 5.3 DX を実行しイノベーション創出を担う、優れた人材の育成・獲得

#### 【要望の理由・背景】

我が国は、約30年余りにわたって質・量ともに慢性的なIT人材不足に陥っており、世界最先端デジタル国家創造を掲げる今に至っても課題となっている。パンデミックを乗り越え、我が国が持続可能な経済成長を実現し、社会生活のさらなる向上を達成するには、何よりもDXがその原動力となる。そのDXを実行しイノベーション創出を担う優れた人材の育成・獲得は、より一層急務となっている。最先端テクノロジーを扱うIT人材の争奪戦は、国境を越えて行われており、特に先進国において激しさを増している。

#### 【要望内容】

初等中等教育から高等教育、リカレント教育、企業内教育に至るまで、対面・非対面を問わず、誰もが生涯に渡って学び続けることができる社会を実現することが大前提である。個々人が学びによって得た知識や技術を活用し、その能力を無駄にすることなく十分発揮し、経済発展に寄与することができるよう、教育・人材育成基盤の抜本的な見直しと再整備が不可欠である。IT人材の獲得競争が国際的にも激しさを増している状況を念頭に置き、グローバルスタンダードに基づいた尺度で人材を育成し、評価する仕組みを構築すべきである。

1. DXに精通した人材等、実社会で特に求められる人材を育成するオンラインの学習コンテンツを、グローバルスタンダードに基づいた尺度をもって整備し、全国民が自由にアクセスできるようにすべきであり、それを実現させるための投資を拡大すべき

2. 整備にあたっては、国際的にも認められた人材育成のスタンダードである「コンピテンシディクショナリ」を活用・参照すべき

必要予算：総額75億円

- スキルのマッピング(5億円)、
- ポータル構築(2億円)、新規講座開発(35億円)、
- 学習履歴機能(10億円)、スキル検証（5億円）

#### 5.4 「情報教育振興法」の新設

【要望の理由・背景】

情報教育は文化的な国家の建設および産業経済の発展、国民生活の向上の基礎となっている。言い換えると情報教育は学術の基盤であり、産業の基盤でもある。学術の基盤教育としては理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）、産業の基盤教育としては産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）があり、わが国の文化と産業経済を支えてきた。今後のわが国のさらなる発展のためには、情報教育についても同様の法整備が必要になっている。

【要望内容】

- 「情報教育振興法」の新設
  - 今後のわが国のさらなる発展のため、学術の基盤および産業の基盤でもある「情報教育」に関する振興を図る「情報教育振興法」の新設を要望。「情報教育振興法」の骨子案は、次の通りである。
    1. 情報教育の振興に関する総合計画を樹立すること
    2. 情報教育に関する教育の内容及び方法の改善を図ること
    3. 情報教育に関する施設又は設備を整備し、及びその充実を図ること
    4. 情報教育に従事する教員又は指導者の現職教育又は養成の計画を樹立し、及びその実施を図ること

関連法令：理科教育振興法（昭和二十八年法律第百八十六号）、産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）

関連省庁：文部科学省、デジタル庁

#### 5.5 Ruby の教育現場での活用推進

【要望の理由・背景】

島根県松江市において、小中学校の情報教育にRubyを活用し、児童生徒にとって親しみやすい情報技術の習得を支援する体制を確立しています。

このような取り組みの広がりにより、国内技術の発展やRubyのさらなる普及を通じて、行政や情報産業における自立性と競争力の向上が期待されます。また、国内で開発された技術や言語を教育現場に導入することが、ITエンジニアの育成や国内技術の競争力向上につながると期待しています。

#### 【要望内容】

- 「Rubyを教育現場に活用する」ことを主要テーマとして次の要望を提言します。
  1. 国内技術の教育現場での採用を支援するための予算の確保
  2. Rubyを利用した情報教育カリキュラムの共通化と全国展開
  3. Rubyに基づく教育プログラムにおける教員の育成の支援
  4. 一般社会を含む関係者に対する宣伝活動の導入

根拠法令/関連予算/関連税制：

1. 根拠法令 - 教育基本法 - スマートシティ・コミュニティ法
2. 関連予算 - 文部科学省の学校ICT実践推進予算 - 総務省の地方情報化イニシアチブ推進予算

規制監督省庁/関連省庁：

- 規制監督省庁 - 文部科学省
- 関連省庁 - 総務省・経済産業省

## 5.6 国産言語を活用したプログラミング人材の育成

#### 【要望の理由・背景】

- 日本では、Ruby言語の開発者である、まつもと ゆきひろ氏のような、世界標準のスキルを持った人材の育成が進んでいない。IT 関連の技術の大半を海外由来のものに頼る中、開発者が身近な日本人であるということは、将来を担う子供たちのロールモデルにもなりやすく、興味を持てるのではないか。
- Ruby は日本において作り出されたプログラミング言語としては初めて国際規格（JIS X3017）に認定された言語である。プログラミング教育に関しては国産言語で最初の障壁を下げ、学ぶ意欲を醸成することが重要である。
- Rubyは多くのスタートアップ企業のサービスで利用されている。教育現場でRubyを教えることは、ITエンジニアの育成や技術の競争力向上にもつながると期待される。

#### 【要望内容】

- 国産言語(Ruby等)の採用
  - 小・中・高等学校でのプログラミング教育にて、国産言語であるRubyを採用いただきたい。

規制監督省庁/関連省庁：文部科学省

### 5.7 セキュリティ知識習得・維持にかかる個人の負担軽減

#### 【要望の理由・背景】

e-learningやリモート研修の普及により、サイバーセキュリティを学ぶ機会は増加している。サイバーセキュリティ研修や資格には受講や取得・維持に費用が掛かるものが少なくない。企業が従業員に研修・資格取得を行わせる際にはその費用を肩代わりする場合もあるが、それが全てではなく、加えて学生においては教育課程以外のものは全て自費での受講・受審となる。(研修に関しては各種給付金の設定はあるが、対象講座などの範囲が狭い)これら研修や資格の主体的な受講・受審を加速し、国民全体のサイバーセキュリティ知識底上げの必要がある。

#### 【要望内容】

サイバーセキュリティ知識・技術習得に対する国民の自助努力を促すため、自己負担額を対象とした所得控除制度を創設し、自発的に取り組む環境整備を行うべきである。サイバーセキュリティに関する研修や資格取得をした場合及び資格維持にかかる費用を自費で支払った場合、当該年度の所得から控除できる。対象となる研修・資格を自費で受講・受審した世帯に対して、最大30万円までを所得控除の対象とする。

規制監督省庁：財務省

### 5.8 小・中・高 セキュリティ教育の必須化

#### 【要望の理由・背景】

近年、我が国の情報教育に対する取り組みとして、小学校におけるプログラミング教育の必須化、高等学校における「情報Ⅰ」の必修化、大学入学共通テストにおける「情報」の新設等が行われてきたが、その内容は「情報の活用能力」および「モラル教育」に限定されており、サイバーセキュリティ教育については一部例示される程度である。

サイバーセキュリティリスクが現実問題として人々の生活に影響を及ぼし、子供たちもスマート

フォンでインターネットへのアクセスが当たり前になっている現実を踏まえると、「サイバーセキュリティ教育」を情報教育のもう一つの柱として組み込むべきである。サイバーセキュリティリスクを理解することは、国全体のセキュリティのレベルを高める基礎となると考える。

これはもちろん教育者側も受講を必須とする必要がある。

#### 【要望内容】

1. 学習指導要領の情報教育において、「サイバーセキュリティ教育」を追加する
2. 大学入試共通テストにおける「情報」科目において、サイバーセキュリティを設ける
3. 「サイバーセキュリティ教育」では、現実社会において発生しているサイバーセキュリティリスクとその対策について必須化する
4. 「サイバーセキュリティ教育」を実施できる教育者の育成、および、当面不足する教育者を充当するための外部委託制度の創設を行う

規制監督省庁：文部科学省

### 5.9 中小IT企業へのインターンシップ受入支援の強化

#### 【要望の理由・背景】

日本の産業界ではDX推進を担うIT人材が不足しており、とりわけ中小・ベンチャーのIT企業は資金力・情報力の面でその育成・採用の余力が乏しい。それを補うべくインターン受入れを検討するものの、これに関わる準備（大学への働きかけ、受け入れ態勢【企業側の指導人件費やインターンが使用する情報通信機器】の整備など）の労力・コストは中小IT企業には大きな負担であり、意欲があっても受入れに踏み切れない例が少なくない。一方で中小IT企業は、大企業と違い学生が現場で幅広い業務を直接経験できる環境を持ち、実務を通じて成長を促せる魅力的な学びの場である。学生もまた、今後の進路選択の参考になるとの観点から授業で学んだ知識を実際の現場で試す実務体験（特にPBL：Project Based Learning）を求めている。しかしながら、中小IT企業は知名度が低いため、大学・学生はどうしても知名度のある大企業にインターンシップを希望しがちであり、このミスマッチは特に地方で顕著であり、まち・ひと・しごと創生本部及び文科省による地方創生インターンシップ事業などあるものの、地域におけるIT人材育成の好循環が形成されにくい状況となっている。そのため、学生と中小IT企業側のマッチングと中小IT企業に対する公的な支援さえ適切に行われれば地方も含めた中小IT企業へのインターンシップは大きく進展すると期待される。さらに、この施策により中小IT企業に優秀な人材が還流し、地域のデジタル人材確保と定着を後押しできる。結果として大学生のキャリア形成支援、IT人材不足の解消、地域産業の活性化という多面的な社会的効果をもたらす。

#### 【要望内容】

1. 中小IT企業と大学とのインターンシップのマッチング（PBLの支援等を含む）をする企業・団体等への支援（補助金【公募】など）
2. インターンシップ受入れの際の以下の大学側との調整事項※に対する中小IT企業への支援（コーディネータの紹介・派遣など）  
※学生の処遇（有給・無給、勤務条件、事故時の対応など）、インターンシップのプログラムの作成、当該プログラムを単位認定する場合の学生の評価方法、大学側の指導教官との役割分担 など
3. 受け入れ調整・指導に係る人件費やインターンが使用する情報通信機器等の環境整備費

根拠法令/関連予算/関連税制：まち・ひと・しごと創生法（地方創生関連法）、地方大学・地域産業創生交付金、地域再生法

関連省庁：まち・ひと・しごと創生本部、文部科学省、厚生労働省、総務省、経済産業省（中小企業庁）

### 5.10 デジタル人材の地域還流と地方人材活用の加速

#### 【要望の理由・背景】

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現には、地方におけるDX人材の確保が不可欠であるが、依然として高度IT人材は都市部に偏在している。
- 地方創生と都市部のエンジニア不足解消を同時に実現するためには、①都市部の企業が、地方在住のエンジニアへ業務を積極的に発注（フルリモート雇用・業務委託）する流れと、②都市部の人材が地方企業の業務を兼業・副業として担う「人材還流」の流れを太くする必要がある。
- しかし、企業側にはリモート対応におけるコスト面の懸念や制度面の障壁等があり、現状の支援策だけでは動きが鈍い。企業が「地方の人材を活用すること」や「社員の地方兼業を認めること」が、明確な経営メリット（コスト削減以上のインセンティブ）となる仕組みがなければ、実効性のある地方分散は進まない。
- 場所にとらわれない働き方を定着させることは、災害時の事業継続性（BCP）確保の観点からも極めて重要であり、強力な政策誘導が求められる。

#### 【要望内容】

- 地方人材活用へのインセンティブ強化：「地方創生テレワーク交付金」等の拡充に加え、

地方在住者（移住者含む）を新規に雇用または業務委託契約を締結した都市部企業に対し、人件費の一部助成や、賃上げ促進税制の上乗せ措置等の強力なインセンティブを講ずること。

- 兼業・副業による人材還流支援：都市部大企業のエンジニアが、地方企業や自治体のDX案件に「兼業・副業」として参画しやすくするため、送り出し企業側への協力金支給や、社会保険手続きの簡素化等、制度面のボトルネックを解消すること。

根拠法令/関連予算/関連税制：地域再生法、デジタル田園都市国家構想総合戦略  
規制監督省庁/関連省庁：内閣官房（デジタル田園都市国家構想実現会議事務局）、内閣府（地方創生推進事務局）、厚生労働省

## 6 地域・産業のDX推進

### 6.1 少額減価償却資産の取得価額の損金算入基準額の引き上げ

【要望の理由・背景】

- 法人が減価償却資産を取得した際、その取得価額を損金算入できるか否かの基準については、現在10万円未満とされており、特例で20万円未満（一括償却資産の特例）、30万円未満（中小企業特例）の各金額が混在する状況である。
  - 本制度の趣旨は、事務負担の軽減を図るとともに、事務効率の向上等に資する設備投資を促進させることと承知しているが、特例制度の複線化、近年の物価高による影響などから、制度趣旨を十分に達成できていない状況である。
  - なお、基準額にかかる最終改正は2003年度（中小企業特例の導入時）である。

【要望内容】

- 少額減価償却資産の取得価額の損金算入基準額を現行の10万円未満から30万円未満へと引き上げるべきである。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 10万円未満（少額減価償却資産）：法人税法施行令第133条
- 20万円未満（一括償却資産の特例）：法人税法施行令第133条の2
- 30万円未満（中小企業特例）：租税特別措置法第67条の5

規制監督省庁/関連省庁：

- 財務省 主税局 税制第三課
- 国税庁 課税部 法人課税課

## 6.2 SaaS 開発費の会計上の取扱い見直しについて

### 【要望の理由・背景】

- SaaS等のクラウド型ソフトウェアと、パッケージ販売等のライセンス型ソフトウェアは、どちらも第三者に販売することで収益を得ているが、会計上前者は「自社利用」、後者は「市場販売目的」と区分されている。
  - 「製品マスターを複製して販売」されるソフトウェアが「市場販売目的」と整理されているが、クラウド型にはこのフェーズがないことをもって「自社利用」と整理されている。
  - どちらも第三者から収益を得る目的で開発されているにも関わらず、契約形態・販売方法が異なることで、会計・税務上の区分も異なってしまうため、会計・税務事務が複雑化している。

### 【要望内容】

- クラウド型ソフトウェア、ライセンス型ソフトウェアという区分分けではなく、第三者から収益を得る目的で制作されるソフトウェアについては、会計上「市場販売目的」と区分すべきである。

### 根拠法令/関連予算/関連税制：

- 研究開発費等に係る会計基準
- 研究開発費及びソフトウェアの会計処理に関する実務指針

### 規制監督省庁/関連省庁：

- 企業会計基準委員会（ASBJ）
- 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課 ソフトウェア・情報サービス戦略室
- 経済産業省 経済産業政策局 産業創造課 企業会計室

## 6.3 所得税改正等に対する業務負担に配慮した柔軟な制度設計

### 【要望の理由・背景】

年末調整等で所得税の改正が決まった後、Q&Aでイレギュラーなケースに関する運用指針が示されるが、現場の負担が増える方向で指針が決められることがある。支払う税額に影響があるなら仕方ない面もあるが、支払う税額は変わらないにもかかわらず、ケースによって業務手順が変わってしまい、現場担当者からすると業務が分かりづらく、システム開発においては複雑化によりコストの増大になっている。

- 具体例：令和7年年末調整改正

- 令和7年12月の給与の支払いがない場合（12月休職等）、改正前の控除額で年末調整を行った上、本人が確定申告

上記ケースでは改正後の控除額で年末調整を行っても、支払う所得税に変わりはないものの、本人は確定申告するコストが増え、業務担当者は、12月の給与のある・なしで年末調整の控除額を改正前で計算しなければならない。

#### 【要望内容】

法律策定の段階で業務負担を考慮し、特定の月の支払有無によって制度適用を限定しない。

根拠法令/関連予算/関連税制：所得税法、租税特別措置法  
規制監督省庁/関連省庁：財務省、国税庁

### 6.4 公共調達における更なる参入機会の充実とイノベーションの加速

#### 【要望の理由・背景】

- 令和3年8月25日に「デジタル庁における入札制限等の在り方に関する検討会報告書」として、とりまとめられた取り組みからも、調達する際のプロセス見直しと体制強化、多種多様なベンダーの参加、適切なベンダーの選定、プロセスの明確化・透明性の向上等、着実に改善に取り組まれていると認識しております。
- その中でもベンダーロックインの対策については、DMPのように個別システム調達における応札プロセスの改善には積極的に取り組まれている理解をしています。また、「地方公共団体情報システムにおける標準化にかかる共通基準に関する検討会」では「非機能要件の標準【第1.2版】」に取り組まれ、幅広い意見を吸い上げられておられます。
- しかしながら、クラウドサービスを利用した共通システムに関しては、仕様の事実上の固定化が進んでおり、応札業者を変えた同一システムの調達が継続し、新規のベンダー参入の機会がまったく存在していません。従って一旦固定化した共通システムは、新しい技術によるイノベーション活用の再検討やコスト低減が試されていない状況です。

#### 【要望内容】

- 3年以上同一仕様での複数の応札が続いた製品については、応札のタイミングでの「ベンダーロックインチェックリスト」の適用だけでなく、調達の有無にかかわらず強制的に「市場調査」を行い、技術的、コスト的に妥当性があるかどうかを調査する。
- また、市場調査に当たっては、調査実施委託先の調査範囲に限らず、サウンディング型市場調査など事業者との対話型調査を併用し、広く一般から提案を受け入れる方法

を検討する。

- 市場調査によって更新された情報を技術検討会議の議題に上げ、必要に応じて機動的改善チームを立ち上げる事によって、以降の調達仕様に反映できる仕組みを導入する。

根拠法令/関連予算/関連税制：

- 独占禁止法、地方自治法、政府調達協定、情報システム調達指針

規制監督省庁/関連省庁：

- 公正取引委員会、総務省、財務省・経済産業省、デジタル庁

## 6.5 補助金制度における安全なソフトウェア製品利用への支援拡充

【要望の理由・背景】

- 多くの中小企業や社会インフラ事業者にとって、ソフトウェアの安全対策は重要と認識しつつも、コスト負担や人材不足から十分な投資ができていないのが現状です。経済安全保障の観点から国産製品の利用が推奨される中で、特に国産ソフトウェア製品の導入を促進するには、直接的な投資インセンティブが極めて有効です。既存の補助金制度に新たな枠組みを設けることで、迅速かつ効果的に企業の導入を後押しし、国内ソフトウェア・セキュリティ産業の供給力強化に繋がります。

【要望内容】

- 中小企業のIT導入や生産性向上を支援する補助金制度において、国産ソフトウェア製品・サービスの導入を促進するため、IT導入補助金およびものづくり補助金に、経済安全保障上重要な国産セキュリティ製品・サービスを対象とした「高信頼性ソフトウェア利用枠」を新設し、同枠の補助率を通常枠から2/3や全額に引き上げるなど、優遇措置を講じる。
- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：中小企業等経営強化法
  - 関連予算：IT導入補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金
- 規制監督省庁/関連省庁：
  - 経済産業省、中小企業庁

## 6.6 政府・自治体調達における国産セキュリティ製品導入企業の加点評価

【要望の理由・背景】

- サイバーセキュリティ基本法等に基づき国家レベルの体制は強化された一方、その枠組みが国内セキュリティ産業の成長に十分に結びついていません。特に、経済安全保障推進法の観点から、国際的な地政学リスクや海外ベンダーへの依存による供給リスクを低減し、国産セキュリティ製品・サービスを確保・育成することは国家戦略上不可欠です。政府や自治体による調達には市場への影響力が大きく、国産製品の利用を促す強力なインセンティブとなるため、調達制度を活用して国内産業の振興と社会全体のサイバーセキュリティ向上を図る必要があります。

#### 【要望内容】

- 政府および地方自治体における物品・役務の調達において、経済安全保障上重要な国産セキュリティ製品・サービスを導入している企業を入札時の評価項目に加え、加点措置を講じる制度を創設する。
- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：経済安全保障推進法、サイバーセキュリティ基本法
  - 関連予算：デジタル庁関連予算、各省庁及び地方自治体の情報システム調達関連予算
- 規制監督省庁/関連省庁：
  - デジタル庁、総務省、経済産業省、内閣官房（内閣サイバーセキュリティセンター）、各府省庁、地方自治体

### 6.7 ソフトウェア管理の強化および助成制度の創設

#### 【要望の理由・背景】

- ソフトウェアが社会のあらゆる場面で利用される現代において、そのサプライチェーンの透明性と安全性を確保することは、経済安全保障上の最重要課題の一つです。ソフトウェアを構成するコンポーネントを一覧化したSBOM（ソフトウェア部品表）は、その中核をなす技術であり、米国大統領令や欧州サイバーレジリエンス法（CRA）などでその導入が事実上義務化されつつあります。しかし、国内の多くのメーカー、特にリソースの限られる中堅・中小企業にとっては、SBOMの作成、脆弱性情報との紐付け、そして継続的な管理体制の構築は、技術的・コスト的に大きな負担となっています。このままでは、国際的な調達基準から弾かれ、優れた国産のIoT機器、ソフトウェア、NAS等のネットワーク機器がグローバル市場での競争力を失う恐れがあります。
- 国産製品におけるSBOM活用を強力に後押しする仕組みを国が整備することは、国内産業の振興に繋がり、ひいては社会全体のサイバーレジリエンスを向上させるために不可

欠です。SBOMの活用は、もはや単なる一企業の課題ではなく、国家戦略として取り組むべきテーマです。

#### 【要望内容】

- 我が国におけるSBOMの導入と活用を加速させるため、「ソフトウェア管理推進助成金（仮称）」を創設する。またはIT導入補助金等の既存の制度にカテゴリを追加する。
- 助成対象：
  - SBOM作成ツールの導入費用：SBOMを自動生成・管理するための商用ソフトウェアライセンス料やクラウドサービス利用料。
  - 体制構築コンサルティング費用：SBOMを開発プロセス（CI/CD）に組み込むための専門家によるコンサルティング費用。製品セキュリティチーム等におけるSBOMを活用した脆弱性管理プロセスの構築支援費用。
- 助成率・上限：
  - 助成率：費用の1/2 ～ 2/3
  - 助成上限額：企業の規模や対象製品の重要性に応じて設定する。
- 根拠法令/関連予算/関連税制：
  - 根拠法令：サイバーセキュリティ基本法、経済安全保障推進法、情報処理の促進に関する法律
  - 関連予算：経済産業省関連予算（サイバーセキュリティ対策促進事業など）、デジタル庁関連予算
- 規制監督省庁/関連省庁：
  - 経済産業省、デジタル庁、国家サイバー統括室（NCO）、情報処理推進機構（IPA）

## 6.8 日印租税条約第12条の技術上の役務に対する源泉税の撤廃

#### 【要望の理由・背景】

日印首脳会談(2025年8月29日)において、AI・量子・宇宙、半導体設計、環境技術などの分野で、日本がインドの技術的役務を活用し、国家間の技術協力を進めることで合意されました。これらの分野では、インドの高度IT人材や技術力の活用が不可欠です。

しかしながら、日印租税条約第12条により、日本企業がインドの技術的役務を利用する際には、日本の税務当局に対して10%の源泉税を納付する義務があります。これは、費用の増加を招き、国家間合意の実行に対する制度的な障害となる可能性があります。

租税条約は憲法第98条に基づき、国内法よりも上位に位置づけられており、日本企業はこ

の条約に従って源泉税を納付する義務を免れることはできません。したがって、制度的な矛盾を解消し、国家間合意の実効性を高めるためには、租税条約そのものの改正が不可欠です。

インドの日本向けソフトウェア輸出額は一兆円を超え、両国のデジタル連携は国家戦略の重要な柱となっています。しかし、インドの世界全体のソフトウェア輸出額約30兆円に比べると、日本向けは依然として小さく、さらなる拡大余地があります。AI・量子・半導体設計などの分野で合意された協力を実効性あるものにするためには、源泉税という制度的障害を取り除くことが不可欠です。両国の経済団体は長年にわたり撤廃を要望しており、今こそ制度改正を実現すべき時です。

#### 【要望内容】

日印租税条約第12条の技術的役務に対する源泉税の撤廃。

根拠法令：日印租税条約第12条（使用料及び技術的役務に対する料金） 源泉税は配当所得・利子所得にも適用されている。

規制監督省庁：経済産業省、外務省、財務省の各担当部門は撤廃の必要性を認識済み。租税条約の主担当省庁は日印両財務省なので、特に財務省（主税局）にインド財務省との交渉開始を要望する

## 6.9 ITとプレインジャパニーズを活用した社会課題解決

#### 【要望の理由・背景】

日本は少子高齢化に伴う労働力不足、行政・福祉サービスの複雑化、地域間格差の拡大など、多様で複雑な社会課題に直面しています。こうした課題の解決には、AI、IoT、ICTなどの先端IT技術の積極的な活用が不可欠です。しかし、政策説明やサービス案内は専門用語や冗長な言い回しが多く、国民や企業が理解しづらい状況が続いています。これがサービス利用率の低迷や市民参加の障壁となり、社会的包摂やイノベーションの進展を妨げています。

「プレインランゲージ」（日本語版は「プレインジャパニーズ」）は、ISO 24495という国際標準規格として体系化されており、グローバルに通用する明確かつ簡潔な情報表現の規範です。プレインジャパニーズは、情報の受け手が必要な情報を容易に見つけ、正しく理解し、活用できるよう設計されています。機械翻訳との相性も優れているため、DXとの親和性も高いと言えます。

行政・自治体がプレインランゲージを導入することで、国民や利用者が情報を主体的に理解し、効率よく行政サービスを利用できる土壌が整います。これにより、行政の業務負担や手

続きの二重化が削減され、申請や相談の円滑化、多様な立場の人々への支援拡充が可能になります。さらに、国際社会に向けた情報発信の効率が高まり、投資・人材育成の好循環を促進することで、経済成長と持続的な社会発展に寄与します。

#### 【要望内容】

- AI・IoTなどのデジタル基盤整備と並行し、各省庁・自治体はプレインジャパニーズ（ISO 24495等）に基づいたガイドラインを制定し、行政文書や手続き案内、Webコンテンツに適用する。
- 全国の自治体や中小企業を対象にプレインランゲージ導入支援の補助金を設け、モデル事業を展開して効果検証を行う。これにより行政効率化と市民サービス向上の両立を図り、地域の情報格差是正や社会的包摂力の向上を実現する。

根拠法令/関連予算/関連税制：高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）/DX投資促進税制、情報処理促進法/デジタル庁設置法・重点計画  
規制監督省庁/関連省庁：経済産業省/デジタル庁/総務省/金融庁

### 6.10 地域 DX 推進と地方 IT 中小企業活性化に向けた政策要望

#### 【要望の理由・背景】

デジタル社会形成基本法では、地方公共団体が地域特性を活かした自立的な施策を策定・実施する責務を有するとされている。しかし、地方自治体ではDXを推進する人材の確保が困難であり、体制整備が遅れている。さらに、DXの成果が見えづらく、評価も困難な自治体が多く存在する。また、自治体職員の人事異動が平均3年周期で行われることにより、DXプロジェクトの継続的な推進が困難となっている。担当者が交代するたびに知見や方針がリセットされ、プロジェクトの停滞や方向性の迷走が生じるケースも少なくない。

#### 【地方IT関連事業者が抱える課題】

- 人材の高齢化・過疎化
  - 中小規模ソフトウェア開発事業者では若手人材の定着が難しく、ベテラン層のみが残る構造が進行。ITスキルの高齢化が深刻化している。
- 自治体DX参画への障壁
  - 地方IT企業は設計、製造工程に特化しており、DX推進に必要な企画・分析・運用スキルが不足している。
- 財務体質の脆弱性と入札制度の障壁
  - 官公庁の大規模システム入札では、資格要件や支払条件が厳しく、地方企業の

参入が困難。ベンダーロックインの排除も課題。

#### 【課題解決】

- 産学官連携による自治体DX推進組織の設立
  - 各自治体における課題分析、情報共有、システムの共通化を推進する「自治体DX推進組織」を設立し、地域経済の活性化と住民サービスの向上を目指します。この組織の創設にあたり、経済産業省が制度化している「DX推進ラボ」および「DX認定制度」を積極的に活用することで、地域におけるDXの継続的かつ実効的な推進が可能となります。しかしながら、現状ではDX推進ラボに補助金などの優遇措置がないため、それぞれの地域課題解決に合わせた助成制度の創設を要望します。

### 6.11 社会保険料算定の精緻化

#### 【要望の理由・背景】

- 健康保険・厚生年金保険の社会保険料算定は、4～6月の支払給与の平均をもって同年9月以降の算定基礎としている。その結果として、実際の支払額と算定基礎に乖離が生じている。
- こうした仕組みは、大正時代から運用されている社会保険制度において、紙台帳・手計算をベースとした中で必要な割り切りであったものと認識しているが、現在のデジタル化された社会においては、必ずしもこうした割り切りは必要ではないケースも存在しており、一部の企業においては、毎月の支払給与を算定基礎として、毎月の社会保険料額を算定することも十分に可能となっている。現に、4～6月の季節業務的な上記運用は、人事労務コストを増加させているケースがある。
- 仮に、毎月の支払給与を算定基礎とした社会保険料額の算定が可能となるならば、それぞれの負担能力の完全に一致した社会保険料負担とすることができ、社会保険の理念にも合致する。

#### 【要望内容】

- 社会保険料算定の精緻化
  - 能力に応じた負担という観点から、毎月実際に支給された給与を算定基礎として、毎月保険料額を算定する方式を導入する。ただし、中小零細企業など従来の計算方式を望む企業も存在することが想定されるため、いずれの算定方式を採用するかについては、企業ごと選択できるような制度設計とする。

根拠法令：健康保険法、厚生年金保険法

規制監督省庁：厚生労働省

## 6.12 地域コミュニティのDX推進

### 【要望の理由・背景】

- 全国の自治会・町内会では、依然として会費徴収や連絡業務が紙や現金を中心に行われている地域も存在しており、運営負担の増大と担い手不足が深刻化している。特に若年層にとっては非デジタルな運営方式が参加障壁となり、加入率の低下や地域コミュニティの持続性にも影響が出ているのではないかと指摘もある。
- 一方、DXを導入すれば、会費徴収のキャッシュレス化や回覧板の電子化によって負担軽減・効率化が進み、幅広い世代が参加しやすい仕組みを整えられる。しかし、導入には初期費用やIT知識が必要で、地域コミュニティ単独では対応しづらい状況にある。そのため、国がデジタル化に必要なコストを支援し、地域コミュニティが持続的に機能する環境をつくるのが急務である。
- また、共働き世帯の増加や教師の働き方改革が進行する中、こうしたDXのニーズは、学校と保護者のやりとりをはじめとした校務のおいても同様であることから、これらも含めたDX推進により、より広い地域コミュニティの持続性向上・活性化とともに、学校教育現場の教師負担の軽減なども図ることができる。

### 【要望内容】

- 地域コミュニティDXのための補助金制度の創設
  - 町内会・自治会・学校現場における会費徴収システム、オンライン連絡ツール、各種機器導入、デジタル講習などDXに必要な初期費用を負担しやすくする補助金を新設する。特に、町内会費については、キャッシュレス・口座振替などオンラインでの徴収へ移行できるよう、導入に必要なツール整備や利用料の支援を行うほか、回覧板・連絡業務をアプリやメール等へ移行できるよう、簡便なデジタルツールの導入支援を行い、高齢者向けのサポート体制も整備すること。

根拠法令：地方自治法、デジタル社会形成基本法等

規制監督省庁：総務省、内閣府、デジタル庁等

## 7 インクルーシブなデジタル社会の実現

### 7.1 デジタルが生み出す「職」で障がい者所得向上と社会参画

#### 【要望の理由・背景】

- 障がい者の就労支援事業所（とくにB型）では、選択できる役務は限定的で低単価なのが現実である。
- 一方で、IT業界ではデータ収集や、PC、スマホを使った障がい者の活躍が期待できる業務も多いが、就労事業所はITリテラシーも低く、そうした営業先との接点がない。またIT企業はといえ人材派遣を中心とした中小企業が多く、障がい者の雇用を確保する環境や人為的配置まで手が回らない。
- そのため、障がい者雇用納付金の負担が前提となっている。

#### 【要望内容】

- 「就労継続支援事業所(A型、B型)にIT分野の仕事を増やすための仕組みづくり
  - IT団体を中心とした、就労継続支援事業所の職員が障がい者に向けたIT分野の仕事情報を得られる
  - 機会創出するマッチングシステムの構築及び、運用費用の補助金制度の創出
- 障がい者就労支援所に対して仕事を創出した企業に対し、その金額によりみなし雇用、直接雇用に準ずる納付金の軽減または税制優遇をされるような制度を要望
  - ※ 現在、内閣府・規制改革推進室を通して厚生労働省に要望を提言中

根拠法令/関連予算/関連税制：障害者の雇用の促進等に関する法律

規制監督省庁/関連省庁：厚生労働省

## 7.2 違法有害情報に係る情報提供促進

#### 【要望の理由・背景】

- インターネット上では、違法有害サイトや虚偽・誤認を招く広告が依然として多数存在し、利用者保護と健全な市場形成の観点から早急な対応が必要である。
- 具体的な対応策の一例として、IHC（違法・有害情報の通報制度）との連携による（一社）日本インタラクティブ広告協会の情報提供と（一社）デジタル広告品質認証機構による認証制度など、業界団体や官民が協力して有害情報対策や広告健全化を進める取り組みが成果を上げており、一定の実効性が確認されている。
- すでに欧州では、DSA第22条では、特定の「違法コンテンツ（例：憎悪表現、テロ関連用語など）」の検出・通知に専門性を持つ団体を「trusted flagger」として認定できる枠組みを定めており、この通知が優先処理される仕組みによって、デジタルプラットフォームが迅速に削除等処理を行う制度が整えられている。

- 今後、官民連携、事業者団体との連携による情報提供を促進する際に、認定主体（総務省、経産省、警察庁等）の選定、団体の認定、DPFのリソース負担や義務の範囲、透明性の確保、表現の自由とのバランスなどの諸課題を検討していくことになるが、まずは業界団体による情報共有や通報活動が競争法上の問題とならないよう、明確な法的整理が求められる。

#### 【要望内容】

適法かつ透明性のある枠組みの下で、事業者が安心して社会的責任を果たせるよう、デジタル時代に即した取り組みを促進するため、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」において、原則として違反とならない行為の中に、官民連携、事業者団体との連携による違法・有害情報対策を追加する。

根拠法令：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」

[https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai\\_files/jigyoshadantaigl.pdf](https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/jigyoshadantai_files/jigyoshadantaigl.pdf)

第2-8「営業の種類、内容、方法等に関する行為」（4）原則として違反とならない行為

規制監督省庁：公正取引委員会

### 7.3 金融庁から金融機関に対するスマートフォン向け詐欺対策ソリューション提供義務化

#### 【要望の理由・背景】

近年、スマートフォンを悪用した特殊詐欺やフィッシング被害が急増しており、高齢者を中心に多くの国民が被害に遭っている。金融機関はデジタルチャネルの利便性向上を進める一方で、利用者の安全確保が急務となっている。スマホ向け詐欺対策ソリューションの導入・案内を義務化することで、被害の未然防止と金融機関への信頼性向上が期待され、社会全体の安心・安全な金融利用環境の構築に寄与する。

#### 【要望内容】

スマートフォンを悪用した特殊詐欺やフィッシング被害が深刻化する中、すべての金融機関に対し、全顧客が利用可能な詐欺防止サービスの提供を義務付けることを要望する。特定の端末や契約者に限定されない、広く普及可能なソリューションの導入により、利用者の被害を未然に防ぎ、金融機関の社会的責任を果たすとともに、安心・安全な金融取引環境の整備を期待する。

関連法令・予算・税制：

1. 金融サービス提供法（正式名称：金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）
  - ・ 2025年11月1日施行の改正により、「顧客等に対する誠実公正義務」が法定化された。
  - ・ 金融機関は「顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行する義務」が明文化されており、詐欺被害から顧客を守るための対策を講じることが求められている。
2. 「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（2025年4月22日 犯罪対策閣僚会議）  
特殊詐欺やフィッシング被害の急増を受け、政府全体での包括的な対策を強化。
  - ・ 金融機関に対しても、詐欺防止のための本人確認強化や、被害防止策の導入・普及が求められている。
3. 金融庁・警察庁連名の要請（2025年9月12日）
  - ・ 「預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」として、金融機関に対し、アクセス環境や取引の妥当性に基づく多層的な不正検知や、出金停止・凍結措置の迅速化などを要請。スマホを介した詐欺対策の強化も含まれている。
4. 顧客本位の業務運営に関する原則（金融庁）
  - ・ 金融機関は「顧客の最善の利益の実現」に向けた業務運営が求められており、詐欺被害の未然防止はその一環と位置付けられている。

規制監督・関連省庁：金融庁

#### 7.4 特殊詐欺防止対策のスマートフォン対応への転換と全国的支援強化

【要望の理由・背景】

特殊詐欺の被害は、従来は高齢者層を中心に発生していたが、近年では若年層や働き世代にも広がっている。特に、スマートフォンを介した詐欺手口の増加が顕著であり、「ニセ警察詐欺」に代表される「オレオレ詐欺」や決済情報、個人情報を詐取する「フィッシング詐欺」や「SNS型投資・ロマンス詐欺」など、被害の対象は年齢や職業を問わず拡大している。警察庁の統計でも、スマートフォン関連の被害は急増している。

こうした状況にもかかわらず、自治体を実施する購入補助事業の対象は、防犯機能付き固定電話の導入に限定されており、現実の詐欺手口の変化に対応できていない。スマートフォンは生活必需品となり、幅広い世代が利用する中で、セキュリティ対策や詐欺防止機能の認知度は依然として低く、被害リスクが高まっている。自治体レベルでは前例がないことを理

由に、予算措置や制度設計に消極的な姿勢も見られる。

詐欺による被害は、個人の金銭的損失にとどまらず、社会全体で見れば、経済活動の停滞や消費マインドの低下、さらには犯罪組織の資金源となることで治安悪化を招くなど、深刻な影響を及ぼす。加えて、アカウント乗っ取りによる犯罪への加担など、金銭以外の被害も拡大している。こうしたマクロな視点で見ても、詐欺対策は国家的課題であり、国が主導して包括的な対策を講じることが不可欠である。

#### 【要望内容】

国において、特殊詐欺防止対策の重点を固定電話からスマートフォンへシフトし、以下の施策を期待する。

##### 1. 項目に追加

- 新しい地方経済・生活環境スマートフォン向け詐欺防止機能・アプリ購入補助事業に対する補助金の整備
- 自治体を実施する購入補助事業の対象を、防犯機能付きスマートフォンや詐欺防止アプリの利用料補助に拡大するため、国の財政支援を行うこと。

##### 2. 全年代を対象とした利用者教育の強化

- 高齢者のみならず、若年層や働き世代を含め、スマホの安全な利用方法や詐欺防止策に関する啓発活動を、総務省・警察庁と連携して全国的に展開すること。

##### 3. 国の交付金事業の採択要件の加点創生交付金（デジタル実装型）において住民サービスを提供する場合、住民のデジタルリテラシー向上や詐欺対策を要件へ追加すること。

関連法令・予算・税制：

- 総務省・警察庁による特殊詐欺防止対策予算の拡充
- 内閣官房地域未来戦略本部による新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）の採択要件変更

<https://www.chisou.go.jp/sousei/about/shinchihoukouhukin/index.html>

規制監督・関連省庁：総務省、警察庁、内閣府

補足：（類似事例） 令和7年度東京都防犯機器等購入緊急補助事業

## 7.5 詐欺対策を一元的に推進する中央組織の設置

#### 【要望の理由・背景】

近年、特殊詐欺やSNS型投資詐欺、ロマンス詐欺など多様な詐欺被害が急速に拡大して

いる。AI技術の進展により言語の壁がなくなり、詐欺の手口はますます巧妙化している。詐欺はデジタル社会の信頼性を根本から脅かす重大な社会課題であり、迅速かつ包括的な対策が求められる。日本では「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に基づき警察庁が中心となって対策を推進しているが、詐欺対策の実効性を高めるためには、業界横断的な官民連携が不可欠である。しかし、現状では各業界を管轄する関係省庁との調整に時間を要し、拡大する詐欺被害に十分な歯止めがかかっていない。他国では、英国やシンガポール、オーストラリア等において詐欺対策を一元的に推進する政府組織が設置されており、被害者への金銭補償の義務化、プラットフォームへの規制、業界横断的・国際的な詐欺データの共有等を実施することで、産官学連携による詐欺対策が進み、被害の減少という成果を上げている。日本においても、詐欺対策を一元的に統括する中央組織を設置することで、官民連携による迅速かつ効果的な詐欺対策の推進が期待される。

#### 【要望内容】

詐欺対策を一元的に推進する中央組織の設置を要望する。新組織は、警察庁をはじめとする関係省庁、業界団体、プラットフォーム、学術機関等が連携し、詐欺手口の情報収集・分析、被害者支援、国際連携、法規制の検討・提言等を担うものとする。特に、詐欺被害者への金銭補償制度の検討、プラットフォームへの規制強化、業界横断的な詐欺関連データの共有体制の構築を推進する。これにより、拡大する詐欺被害への迅速な対応と、デジタル社会の信頼性向上を図る。

関連法令・予算・税制：国民を詐欺から守るための総合対策2.0

警察庁関連法令、必要に応じて新法制定・予算措置

規制監督・関連省庁：警察庁、総務省、内閣府

## 7.6 詐欺対策強化に係る産官学連携での研究開発

#### 【要望の理由・背景】

近年、特殊詐欺やネット詐欺の被害が急増しており、生成AIやディープフェイク技術を悪用した新たな詐欺手法が登場し、従来の防御策や運用では対応が困難となっている。現状では、詐欺犯罪者の詐欺手口やインジケータ（IoC）に関する情報収集が不足しており、産官学の連携による体系的な収集・分析が必要である。産官学連携による効率的な詐欺手口やIoCの情報収集、AI技術を活用した詐欺検知・予測モデルの開発を推進すれば、詐欺被害の未然防止や迅速な対応が可能となり、社会的安全性の向上と経済損失の大幅削減が期待できる。

### 【要望内容】

産官学連携による詐欺対策強化のため、以下の施策を期待する。

1. 詐欺情報の集約基盤構築：警察庁、金融機関、通信事業者、セキュリティベンダー、学術機関等が連携し、詐欺関連データを収集・共有するプラットフォームを整備。
2. AIによる詐欺手口・IoCの収集：AIによって仮想的に被害者を作り出し、効率的に詐欺犯罪者から詐欺手口やIoCを収集し、詐欺犯罪者のコストを高める。
3. AIによる詐欺検知・予測モデルの開発：最新の攻撃パターンを学習し、リアルタイムで詐欺リスクを検知するAIモデルを産学共同で研究開発。
4. 人材育成と標準化：サイバーセキュリティ・AI分野の専門人材育成を強化し、詐欺対策技術の標準化を推進。

関連法令・予算・税制：サイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法、詐欺防止関連予算

規制監督・関連省庁：金融庁、警察庁、総務省

## 7.7 詐欺関連情報の共有スキームの整備

### 【要望の理由・背景】

近年、特殊詐欺やネット詐欺の手口は高度化・巧妙化しており、通信事業者、サービスプラットフォーマー、金融機関、セキュリティベンダーなどが個別に情報を把握しているものの、現行法制下では情報共有が困難な場合がある。特に、通信の秘密や個人情報保護法の規制により、詐欺関連情報の迅速な連携が阻害され、結果として詐欺被害の拡大を防ぐことが難しくなっている。関係機関が柔軟かつ合法的に情報共有できるスキームを整備し、必要に応じた法改正を行うことで、詐欺検知の精度向上や被害の未然防止が可能となり、社会的信頼の回復と経済損失の大幅削減が期待される。

### 【要望内容】

詐欺関連情報の共有を効率化するため、以下の施策を期待する。

1. 法制度の見直し：通信の秘密や個人情報保護法の適用範囲を再検討し、詐欺防止目的での情報共有を可能とする特例措置の導入。
2. 標準化とガイドライン策定：情報共有の技術的・運用的標準を策定し、関係機関が遵守すべきガイドラインを整備。
3. 情報共有スキームの構築：通信事業者、プラットフォーマー、金融機関、セキュリティベンダー等が詐欺関連情報を安全に共有できる枠組みを整備。

関連法令・予算・税制：通信の秘密（電気通信事業法）、個人情報保護法、サイバーセキュリティ関連予算

規制監督・関連省庁：総務省、警察庁、内閣府、経済産業省

以上